

# 延岡市障がい者プラン

(令和2年度～6年度)

延 岡 市



## はじめに



本市では、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、昭和55年の障害者福祉都市への指定以降、議会での決議採択や健康都市宣言、3度にわたる障がい者プランの策定など、これまでさまざまな取り組みが行われてきました。市内で身体障害者手帳など各種手帳を持たれている方は平成31年4月1日現在で8千人を超えており、障がい福祉施策が持つ意義は、益々大きなものになっています。

国においては、平成30年度からの5年間の第4次障害者基本計画が策定されており、安全安心な生活環境の整備や自立した生活のための支援、多様な就業機会の確保など、障がいのある方の周りを取り巻く環境の整備や総合的・分野横断的な支援がさらに求められるようになっていきます。

今回は、このような国の取り組みや社会情勢の変化に対応しつつ、障がい福祉施策の更なる充実と発展のために、4度目となる「延岡市障がい者プラン」を策定いたしました。

プランの策定にあたっては、障がいのある人やその家族の状況をできる限り把握するため、「障がい者プランに関するアンケート調査」並びにパブリックコメントを実施し、多くの貴重なご意見をいただき、参考にさせていただきました。

今後は、このプランに基づき、関係機関や関係団体、なんでも総合相談センター等との連携のもと、障がい福祉施策の総合的・分野横断的な支援の充実に努めてまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、プランの策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「延岡市障がい者プラン懇話会」委員の皆様をはじめ、「延岡市障がい者自立支援協議会」ほか関係者の皆様方のご協力に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

延岡市長 読谷山 洋 司

# 目 次

はじめに

## 第1章 総論 (計画の趣旨・基本的な考え方)

1	障がい福祉施策の国内の動き	2
2	プラン策定の趣旨	3
3	計画の期間	3
4	計画の位置付け	4
5	基本理念(基本的な考え方)	5
6	基本指針(目標とするところ)	5
7	プランの施策体系	6

## 第2章 各論 (障がい福祉施策推進のための具体的事項)

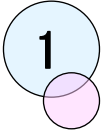
1	啓発・広報	10
2	教育	16
3	雇用・就労、経済的自立の支援	20
4	情報	24
5	保健・医療	26
6	人材育成	36
7	生活支援	40
8	生活環境	50
9	連携体制の構築	55

## 参考資料

1	延岡市の障がい者数の推移	58
2	計画策定の経過	59
3	延岡市障がい者プラン懇話会規則	60
4	〃 懇話会委員名簿	61
5	延岡市障がい者プランに関するアンケート調査実施概要	62
6	障がい福祉施策の国内外の動き～年表	67

# 第1章 総論

(計画の趣旨・基本的な考え方)



## 障がい福祉施策の国内の動き

前回（平成 27 年 3 月）の延岡市障がい者プラン策定後の国の動きとしては、平成 28 年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の施行がありました。これにより、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充や共生社会の実現に向けて「障害者の権利に関する条約<sup>\*</sup>」に謳われている合理的配慮<sup>\*</sup>の推進が図られました。

県では、平成 31 年に「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を基本目標に「第 4 次宮崎県障がい者計画」が策定されています。

市においても、障害者基本法第 2 条<sup>\*</sup>の規定に基づく障がいのある人が、地域において安心して暮らせるように、市の障がい福祉施策はもとより国や県の施策を反映した令和 2 年度から令和 6 年度までの延岡市障がい者プランを策定し、一層の推進を図ってまいります。

### 障害者の権利に関する条約

あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成 18 年 12 月 13 日に第 61 回国連総会において採択された。日本では平成 25 年 12 月 4 日に国会において条約の批准が承認され、翌年 2 月 19 日に実効されている。

### 合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に、すべての人権や基本的自由を享有し、又は行使することを確保するために生ずる社会的障壁に対して、必要かつ適当な変更や調整を行うこと。

### 障害者基本法第 2 条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。



## 2

## プラン策定の趣旨

---

延岡市では、障がい者施策の基本計画である「延岡市障がい者プラン」を平成 27 年に策定し、「障がいのある人が個人として尊重され、地域において安心して暮らせるよう、差別のない社会の実現」の理念のもと、障がい福祉施策を推進してきました。この「延岡市障がい者プラン」の計画期間が令和元年度末をもって終了することに伴い、延岡市における障がい者施策の一層の推進を図るため、新しい「延岡市障がい者プラン」を策定します。



## 3

## 計画の期間

---

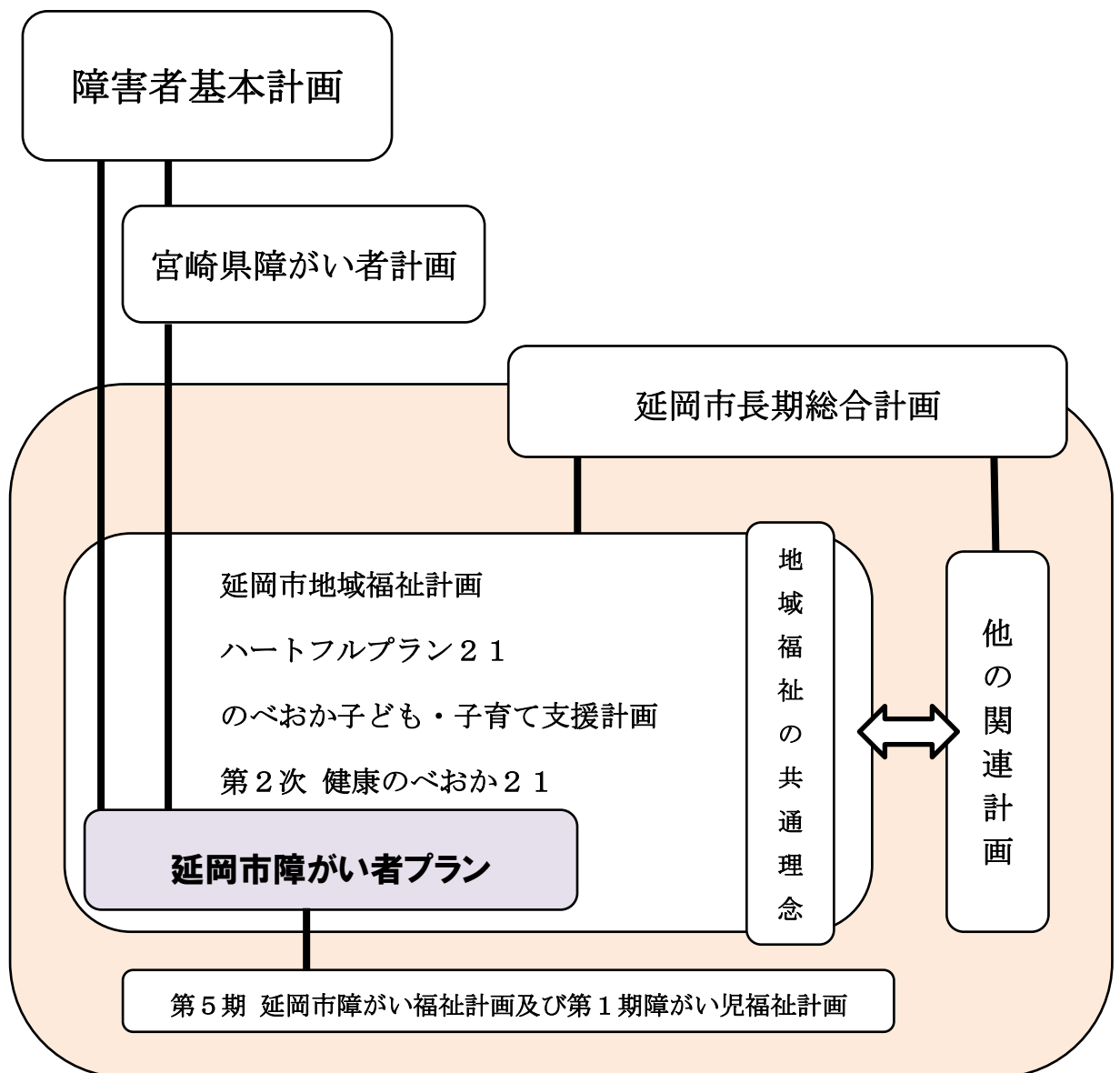
延岡市障がい者プランの計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の法制度の改正や社会情勢等の変化によって、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 4

## 計画の位置付け

延岡市障がい者プランは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障がい者計画であり、国が策定する「障害者基本計画」及び宮崎県が策定する「宮崎県障がい者計画」の基本方針に即して策定します。また、「延岡市長期総合計画」及び関連する諸計画との整合性を図りながら策定します。





5

## 基本理念（基本的な考え方）

---

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を目指します。

また、福祉施設などから地域生活への移行を進めながら、関係機関等と連携した相談支援体制と障がい福祉サービスの更なる充実を図り、すべての世代の障がいのある人にとって住みよい環境づくりに努めます。

6

## 基本指針（目標とするところ）

---

延岡市長期総合計画でも掲げている 4 つの目標を柱に、誰もが安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを目指します。

### （1）ノーマライゼーションの実現

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に努めます。また、障がいのある人が自立した生活をしていくために就労の支援や社会参加を促進するための取り組みを行います。

### （2）早期療育体制の整備

障がいや発達等に不安のある児童を早期に発見し、早い時期からの療育を実施しながら、身体的な機能回復や心身の発達を促すための取り組みを行います。

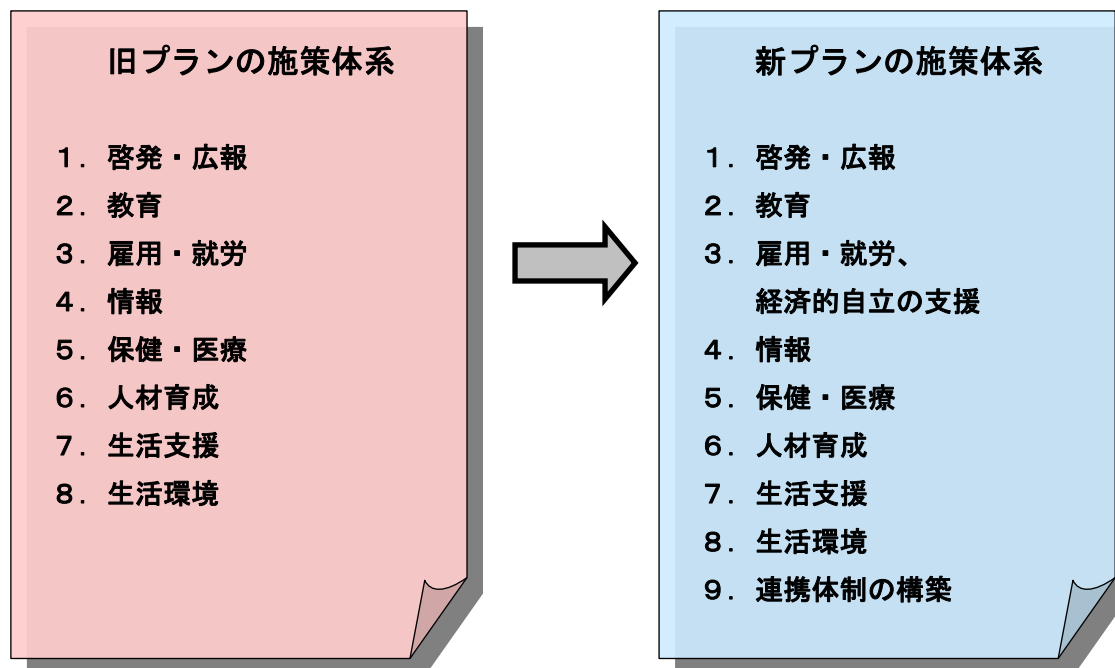
### （3）障がい福祉サービスの充実

障がいの重度化・重複化、障がいのある人や家族の高齢化が進む中、サービス等利用計画に基づく最適な障がい福祉サービスの提供に努めるとともに、地域生活への移行に向けた受け皿づくり等障がい福祉サービスの充実への取り組みを行います。

### （4）生活環境及び相談支援体制の整備

グループホーム等による居住の場の確保や、相談支援事業所等が中心となり関係機関と連携した相談支援体制の整備を行い、障がいのある人が地域で住みよいまちづくりを目指します。

## (1) 施策体系の見直し



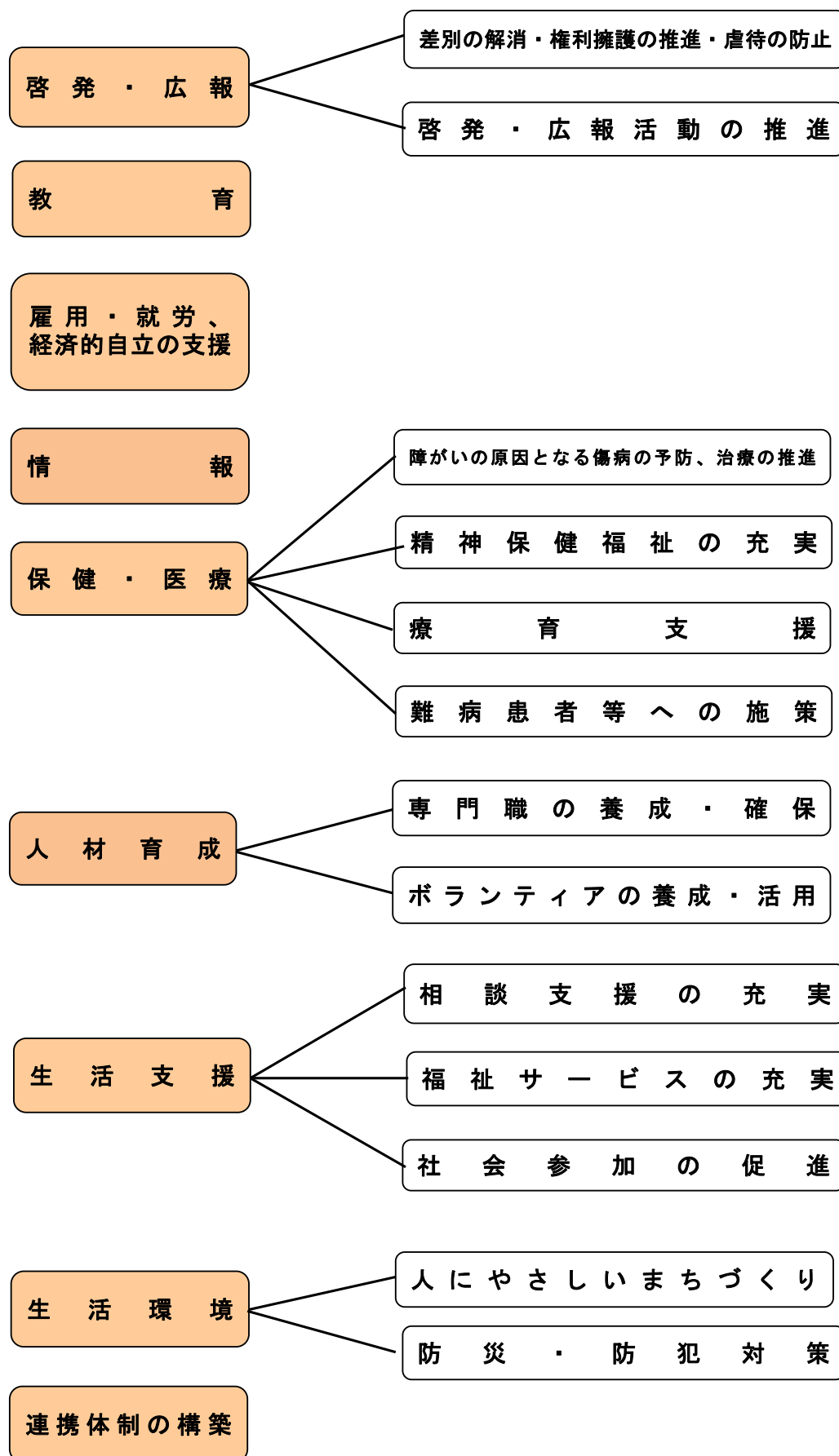
今回策定するプランでは国の「障害者基本計画」を基に旧プランの施策体系を見直し、「雇用・就労」に「経済的自立の支援」を、また、「連携体制の構築」を新たに追加し、施策の展開を図ります。

行政及びサービス提供者も障がいのある人の様々なニーズをとらえ、そのニーズに沿った事業の実施、サービス提供や相談支援を行うことが必要であるため、各関係機関と連携を図り、総合的・継続的に障がいのある人を支援していくことが望まれます。

また、平成 28 年度に、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、法定雇用率の引き上げや障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供が義務付けられたことにより、障がい者の雇用や就労に関する関心はますます高まっています。

このことから、「雇用・就労、経済的自立の支援」については、雇用・就労に向けた取り組みの充実を図り、障がい者の所得向上を図ります。

## (2) 施策体系図





# 第2章 各論

(障がい福祉施策推進のための具体的事項)

---

# 1 啓 発 ・ 広 報

---

## (1) 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止

### 現状と課題

平成 28 年に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、障がいがあることを理由とした不当な差別の解消の推進が図られ、障がい者の差別解消への取り組みとして、合理的配慮への理解を図るために必要な施策の推進が求められています。

また、平成 24 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者の支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行されており、障がい者の権利擁護のための取組が着実に進められています。

本市では、「障害者差別解消法」の施行を受け、平成 28 年に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する延岡市職員対応要領」を策定し、職員への合理的配慮への理解の向上を図りました。平成 29 年からは、障がい者の差別解消を支援する地域協議会として、延岡市障がい者自立支援協議会がその役割を担い、協議を進めています。

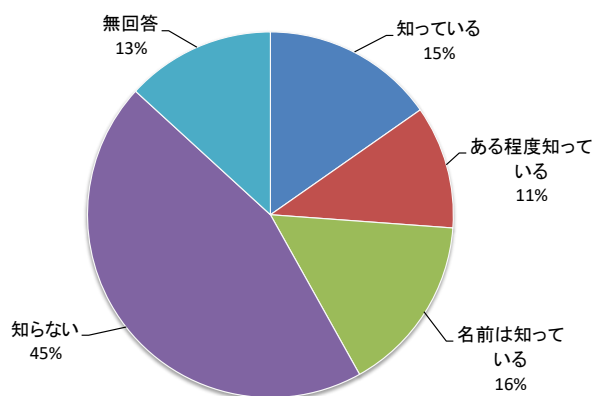
また、平成 24 年の「障害者虐待防止法」の施行を受け、障がい福祉課において「市町村障がい者虐待防止センター」の業務を行い、北方、北浦、北川総合支所市民サービス課も、相談・通報の届出先としています。虐待防止センターの業務を始めて以降、毎年、相談・通報があっている状況です。虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援と併せて、虐待した養護者に対する支援など、障がい者の権利を擁護する取組も必要です。

さらに、成年後見制度の適切な利用は、障がい者の権利を擁護する観点から非常に有用であり、本市においても令和元年 10 月に相談対応や申立支援等を行う中核機関である「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置し、成年後見制度の普及啓発と利用にあたる支援を行っています。今後も、利用の促進に向けた取組を進める必要があります。

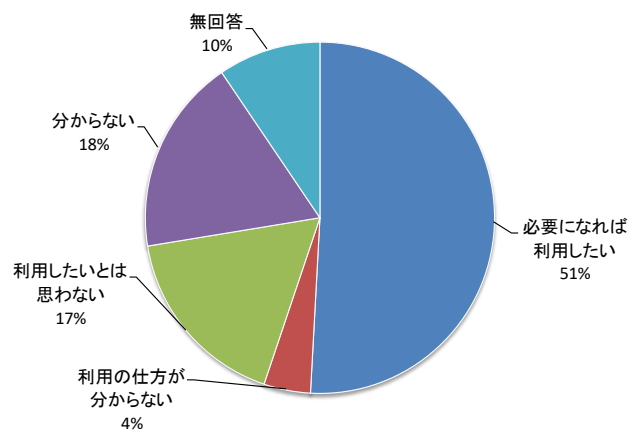
## ●アンケート結果より

(※令和元年12月に実施した障がい福祉に関するアンケートによる。概要は60ページ参照)

【問】成年後見制度について知っていますか。



【問】成年後見制度を利用したいと思いますか。



## 施策目標

- ① 障害者差別解消法のさらなる推進を図るために、国が定める方針等を踏まえ、本市の状況を勘案し、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。
- ② 関係機関との連携を図り、障がい者の虐待防止に取り組みます。また、市町村障がい者虐待防止センターの機能をより一層充実させるため、職員の資質の向上に努めます。
- ③ 成年後見制度の周知に努めるとともに、後見業務を行なう法人等の支援を含む、制度の適切な利用に向けた支援を行います。

## 施策展開

障がいのある人への差別を解消し、権利擁護を推進するため、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
市町村障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待に関する通報等の受理、相談、指導、広報等を行う。
障がい者緊急措置事業 (再掲 P.45)	虐待等のやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められる障がい者に対し、職権をもって必要な福祉サービスの提供を行う。
成年後見制度利用事業 (再掲 P.45)	成年後見制度の利用が有効と認められるケースにも関わらず、親族の不在等で申し立てができない場合に、市長が審判申立を行う。  (平成 30 年度実績) 実利用者数 2 人
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人に対し、事業所の立ち上げや適正な活動のための支援を行う。



## (2) 啓発・広報活動の推進

### 現状と課題

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら地域でともに安心して暮らせる社会を上げるためには、あらゆる場で、障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発や広報活動が必要です。

本市では、障がい者団体等が主催する広報活動やイベント等を行う際の後援を行っています。また、国が定める12月3日から9日までの障がい者週間には、「障がい者週間記念行事事業」として、難病や発達障がい、高次脳機能障がいなど外見からはわかりにくい障がいを含む、障がい福祉分野で活躍する個人や団体を招いて講演会等を開催し、市民に対して、障がいへの正しい理解とノーマライゼーションの理念の普及を図っています。

今後も障がいや障がいのある人等の正しい知識や理解の普及に努め、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けて啓発・広報活動を推進する必要があります。

#### <主な啓発・広報活動>

- 4月 自閉症や発達障がいに関する啓発展示
- 5月 県障がい者スポーツ大会
- 9月 家族型ハートキャンプ
- 10月 ふれあい福祉まつり
- 11月 延岡ハートフルスポーツ大会
- 12月 障がい者週間記念講演会、こころのコンサート

## 施策目標

---

---

- ① 人権尊重への理解促進のための啓発イベント等を継続的に主催・後援し、障がいや障がいのある人への理解促進に努めます。
- ② 障がい者団体や市民団体との連携を図り、障がいのあるなしにかかわらず、人権尊重の啓発について総合的に取り組みます。
- ③ 障がいや障がいのある人への理解促進のため、各種広報媒体を積極的に活用し、啓発・広報活動を推進します。

## 施策展開

---

---

市民に対して、障がいや障がいのある人への理解促進に努め、心のバリアフリーを実現するために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
障がい者週間記念 行事事業	講演会等を通して障がい者週間（12/3～12/9）の趣旨を広く市民へ周知し、障がいや障がいのある人に対する理解とノーマライゼーションの理念の普及を図る。  （平成 30 年度実績）参加者数 160 人 （令和 6 年度目標）参加者数 200 人
延岡市ふれあい事業	「ふれあい福祉まつり」への参加を通して、障がいのある人やない人が交流することにより、障がいのある人に対する理解を深める。  （平成 30 年度実績）参加者数 2,000 人 （令和 6 年度目標）参加者数 3,000 人
点字・声の広報等 発行事業	視覚障がいのある人に対して、点字又は声による広報紙等を発行することにより、より正確な情報を提供し、視覚障がい者の社会参加と福祉の増進を図る。  発行部数 点字 100 部、声 30 部

施策名	概要
広報媒体等の活用	<p>「広報のべおか」や本市のホームページ、ケーブルテレビの市政番組、電光掲示版等の各種広報媒体を活用して、障がいや障がいのある人への理解促進のための啓発・広報活動を推進する。</p>

---

## 2 教 育

---

### 現状と課題

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するためには、その視点に立ち、環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、保育所、幼稚園、小・中学校等に在籍する障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるインクルーシブ教育システム<sup>\*</sup>を構築する必要があります。

また、国では、障がいのある人の生涯学習に目を向け、学校卒業後における学びの場に関し合理的配慮の観点からの見直しを図るとともに、今後、調査・研究を行いながら推進していくこととしています。

本市では、ことばの発達の気になる幼児を対象とした「延岡市幼児ことばの教室」をはじめ、保育所等での障がい児保育、児童福祉法に基づく障がい児通所支援や相談支援等により、ニーズに対応した支援を行っています。また、延岡市教育支援委員会との連携を図り、早期からの教育相談の機会を設定し、障がいの状況や保護者の意向を十分に把握しながら、障がいのある児童生徒の就学先について助言・指導を行っています。

小・中学校では、特別支援学級や通級指導教室を通して、障がいの種類や程度、子どものニーズ等に応じた教育支援を行っています。また、小・中学校と特別支援学校、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域の小・中学校で行う居住地校交流などの交流及び共同学習を推進することで、障がいのあるなしにかかわらず相互に人格を尊重し合う意識づくりに努めています。

環境整備としては、個別に障がいによる教育的ニーズのある子どもに対し、支援員を配置することで学習環境を整えるほか、物理的な学習環境の改善のため施設のバリアフリー化に努めています。

今後は、障がい児保育や相談支援体制等の一層の充実を図り、障がいのある子どもに対して、その特性や教育的ニーズに最も的確に応える保育や教育を提供し、連続性のある多様な学びの場の充実を図る必要があります。

また、学校卒業後の生涯学習における学びの場や担い手となる人材の育成等の環境整備に向け、調査・研究を行う必要があります。

### インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

## 施策目標

---

- ① 延岡市教育支援委員会をはじめ関係機関との連携を図り、早期からの就学相談・支援を推進します。
- ② 子どものニーズに応じた教育支援を行うため、幼児ことばの教室、通級指導教室の充実を図ります。
- ③ それぞれの子どもの発達程度、適応の状況を勘案しながら、学校教育の充実を図るために支援員の充実を図ります。
- ④ 障がいのある児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるように、校舎等の施設のバリアフリー化を推進します。
- ⑤ 障がいのある児童生徒を支援する校内支援体制の整備のため、関係機関と協力して研修等を行い、組織的に教職員の指導力向上に努めます。

## 施策展開

---

関係機関との連携のもと、障がいのある子どものニーズに応じた教育支援のために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
障がい児保育事業	保育を必要とする障がいのある子どもを保育所に受け入れることで、他の子どもも含めた集団の中での成長・発達を支援していく。今後も事業を継続して実施し、必要とする全ての子どもの受入れを目指す。  (平成 30 年度実績) 実施保育所数 9 か所、受入児童数 16 人

施策名	概要
幼児ことばの教室設置事業	ことばの発達に支援を必要とする幼児に早期に対応し、個々に応じた指導内容・方法を作成、実施する。 (平成 30 年度実績) 支援対象者数 21 人
就学時健康診断	学校保健安全法第 11 条に基づき、小学校入学児を対象に、健康診断及び知能検査を実施し、適正な就学を支援する。今後も事業を継続して実施する。 (平成 30 年度実績) 受診率 99% (令和 6 年度目標) 受診率 100%
児童生徒健康診断	学校保健安全法第 13 条に基づき、毎年定期的に、学校における児童生徒の健康診断を実施し、健康保持増進の充実を図る。 (平成 30 年度実績) 受診率 99% (令和 6 年度目標) 受診率 100%
就学支援事業 (特別支援教育就学奨励費補助)	小・中学校において対象となる下記の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費について援助を行う。 ・特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者 ・通常学級に在籍しており学校教育法施行令第 22 条の 3 の障がいの程度にある児童生徒の保護者  (平成 30 年度実績) 小学校 85 人、中学校 24 人
教育支援委員会 (教育支援委員会設置条例)	就学に関する行政や関係機関との協議、保護者との教育相談等を通して、児童及び生徒に対する適切な教育上の支援に必要な事項についての調査及び審議を行う。  (平成 30 年度実績) 就学相談が必要な幼児児童生徒に、就学相談を実施した割合 100%
通級指導教室 (国の事業)	小・中学校の通常の学級に在籍している、障がいにより一部特別な支援を必要とする児童生徒に対して、障がいの状態に応じて個別の指導を行う。 (平成 30 年度実績) 小学生 92 人、中学生 26 人 (令和 6 年度目標) 小学生 100 人、中学生 30 人
特別支援教育・ 学習活動サポート事業	障がいにより学校生活に支援を必要とする児童生徒に対して、教育の充実を図るために、支援員を配置する。  (平成 30 年度実績) 学習活動支援員 32 人 (24 校) (令和 6 年度目標) 学習活動支援員 40 人

施策名	概要
特別支援教育に関する 教職員等の研修 (県教育委員会主催を含む)	障がいのある児童生徒のニーズに応じた適切な教育支援を行うため、定期的に研修を実施する。全教職員に対する特別支援教育の研修体制の充実を図るとともに関係機関との連携を深める。  (平成 30 年度) 特別支援教育コーディネーター研修会 4 回/年 担当者会 5 回/年
学校施設 バリアフリー化事業	校舎を建て替える際に、施設のバリアフリー化に取り組み、既存の学校については、障がいのある児童生徒が在学する学校を優先し、段差解消や手すりの設置、専用トイレの設置等のバリアフリー化を図る。「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、施設整備を推進する。  (平成 30 年度) 市内 3 校に手すりを設置

---

## 3 雇用・就労、経済的自立の支援

---

### 現状と課題

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方のもと、障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る必要があります。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」には、民間企業、国、地方公共団体等が障がい者を雇用しなければならない「障害者法定雇用率<sup>\*</sup>」が定められていますが、同法の改正により、平成30年4月から法定雇用率が2.0%から2.2%に引き上げられるとともに精神障がい者も法定雇用率に含まれ、精神障がい者の雇用が義務化されました。これにより、企業、国、地方公共団体はより一層障がい者の雇用の促進に努める必要があります。

本市では、行政機関をはじめ市内の企業の理解と協力を得ながら、障害者法定雇用率の達成に努めるとともに、公共職業安定所や宮崎障害者職業センターと連携を図り、障がいのある人の就労支援・相談に応じています。また、宮崎障害者職業センターから派遣される「職場適応援助者（ジョブコーチ）<sup>\*</sup>」と協力しながら、障がい者の就労の定着に向けた支援をしています。さらに、障がいの特性に応じた就労及びその訓練を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業のサービスを提供しています。

今後も企業をはじめ事業主や市民に広く、障がいのある人の雇用についての理解を求め、公共職業安定所や宮崎障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行・継続支援事業所等の関係機関との連携を図り、雇用の場を確保することが求められています。

また、障がいのある人が一般就労を続けていくための支援である就労定着支援や自立した生活を支援するための自立生活援助のサービスについては、県障がい福祉計画における数値目標の達成も念頭に、関係機関と連携を図りながら、サービスの実施を目指します。併せて、障がいのある方が、それぞれの特性や希望に合わせた就業ができるように、公共職業安定所等に働きかけを行うなどの支援を目指します。

さらに、近年、注目されている農業者の人材不足と障がい者の自立・経済的支援との連携である農福連携<sup>\*</sup>を推進し、多様な就業の機会の確保に努めていく必要があります。



### 障害者法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められており、事業主は、障害者法定雇用率以上の身体・知的・精神障がい者を雇用しなければならない。令和元年度現在、民間企業は2.2%、国、地方公共団体、特殊法人等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%となっている。

平成30年4月1日からは、法定雇用率の算定基礎対象に精神障がい者が追加されました。

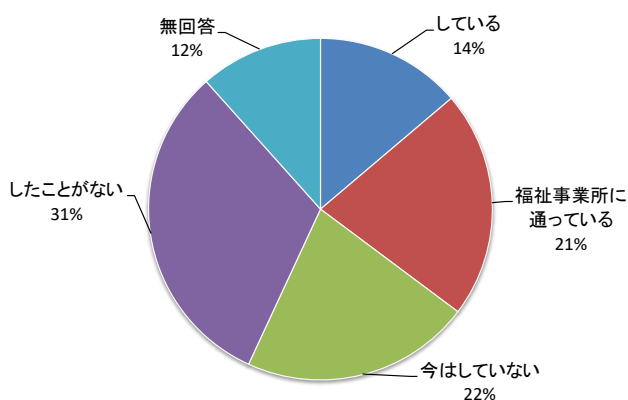
### 職場適応援助者（ジョブコーチ支援事業）

知的障がいや精神障がいのある人を中心に、就職または職場適応に課題を有する障がいのある人の雇用促進及び職業生活の安定を図るため、障害者職業センターから職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、職場内での支援を行う。

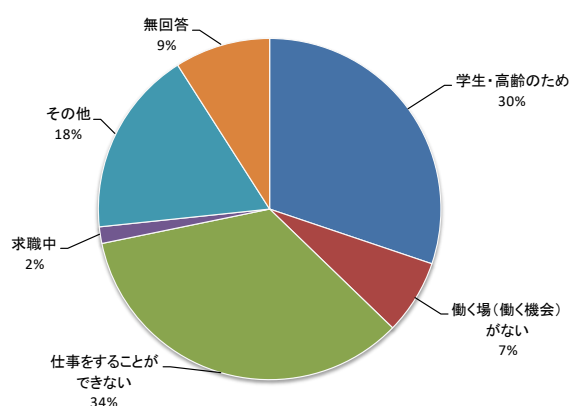
### 農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

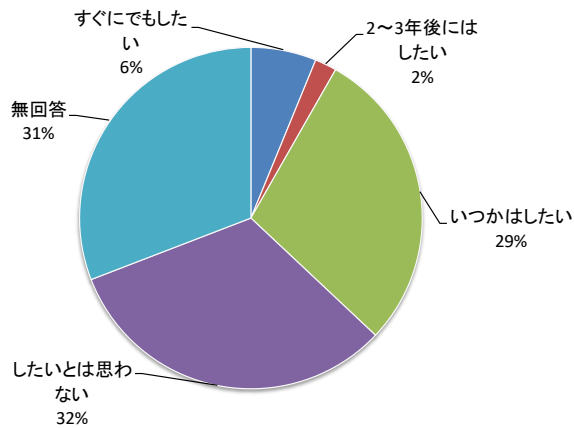
【問】仕事をしていますか。



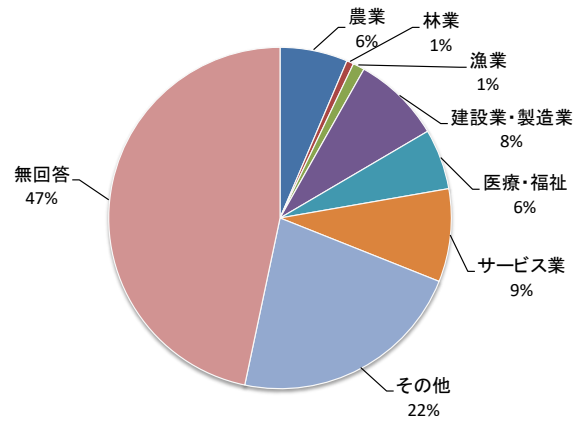
【問】仕事をしていない理由を教えてください。



【問】今後、仕事をしたいと思えますか。



【問】やってみたい仕事を教えてください。(複数回答)



## 施策目標

- ① 公共職業安定所や障害者職業センター等と連携し、就職や職場定着を支援するとともに、雇用に関する各種助成制度について周知を図ります。
- ② 障がいのある人の能力や特性に応じた雇用の確保について、事業主への理解と協力を求め、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所、学校等との連携を図りながら、障害者法定雇用率の達成に向けた障がいのある人の就労を促進します。
- ③ 関係機関と連携し、農福連携等の障がいのある人の新たな就業の機会の創出に取り組み、障がい者の所得向上や自立した生活等の支援を図ります。

## 施策展開

関係機関との連携のもと、障がいのある人の就労支援のため、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要

特別支援学校生徒の 進路相談	対象となる生徒に対して、特別支援学校と障がい福祉課が就労や障がい福祉サービス等についての情報提供を行うとともに、就労・進路について、適切な指導・助言を行う。
施 策 名	概 要
公共職業安定所や 障害者職業センター との連携	各機関との情報交換等による連携を図るとともに、トライアル雇用事業やジョブコーチ支援事業等の制度周知を行う。 各関係機関と連携を図り、障がいのある人の就労支援を行う。
就労移行支援事業	一般就労等へ向けて一定期間、職場体験活動等の機会の提供や適性に合った就労先の選定、また、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就職後の職場への定着のために必要な相談や支援を行う。
就労継続支援事業	(A型事業所) 一般就労が困難な人について、雇用契約に基づく生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行う。 (B型事業所) 一般就労が困難な人について、雇用契約を結ばない形での生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識及び能力の向上のための訓練や支援を行う。
就労支援アンテナショ ップ (ご延 DE マルシェ)	市役所本庁舎1階の市民スペースを販売の場として提供し、販売体験を通して仕事の楽しさと就業意欲の向上を目的に、市内の福祉事業所が作っている製品や食品の販売を行う。
障がい者就業講演会 (個別相談会)の実施	障がい者の新たな就業の機会の創出や多様な就業の場の確保のために、障がい者雇用に実績のある企業等を講師に招き、地元企業や障がい者とその家族等を対象とした講演会や個別相談会を実施し、多様化する雇用の情報提供を行う。
農福連携等多様な人材 を活用した労働力支援 モデル事業	農業従事者の高齢化等に伴う労働力不足を解消するため、障がい者を始め、企業退職者など多様な人材を活用し、多くの労力を要する植付や収穫時期などの農繁期に、一時的、短期的に労働力を確保する仕組みづくりを進め、農業生産の維持・拡大につなげる。
薬草等産地確立事業	九州保健福祉大学と連携し、薬草等の産地化を目標に試験栽培を行う。その中のサフラン栽培における作業負担の軽減を図るため、福祉サービス事業所との連携を加えた農・福・薬連携により生産性の拡大につなげる。

---

## 4 情 報

---

### 現状と課題

手話、要約筆記、点字、音訳など特性に応じた意思疎通手段を利用する障がいのある人が、地域社会で生活していくためには、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた通訳者等の支援が必要です。また、障がいのある人自らが、情報を取得・利用しやすい環境を整備することが求められています。

本市では、障がい福祉施策の周知を図るための障がい福祉ガイドブックを、見やすく分かり易いものとするために、平成 29 年に情報の再整理を行い、刷新し、障がいのあるなしや利用環境に関係なく誰もが障がい福祉施策に関する情報を取得・利用しやすい環境づくりに努めています。

また、「広報のべおか」の点字版の作成や点字の行政文書の作成等により、視覚障がい者の情報提供に環境的配慮を行っているほか、各種イベント等への手話奉仕員の派遣等により、聴覚障がい者の情報取得・利用への配慮を行っています。加えて、災害情報メールの発信や令和元年には、聴覚障がい者が緊急時にインターネットを利用し通報できる Net 119 の導入、活用を図っています。

さらに、言語としての手話の普及や手話を利用しやすい環境整備、その他点字、要約筆記など障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及を図ることを目的とする条例の制定のための準備を進めています。

しかしながら、情報環境に対応できず、利用の機会がないといった人も多く存在しているのが実情です。このような格差を解消し、障がいのある人の情報通信機器の利用促進に努める必要があります。

### 施策目標

---

- ① 障がい者等日常生活用具給付事業などの補助給付制度を利用し、障がいのある人への情報通信機器の普及や Net 119 等の意思疎通手段の拡充に努めます。
- ② 延岡市点字図書館の利用促進を図り、情報収集・提供の場としての施設機能の充実を図ります。
- ③ 手話奉仕員等を派遣することで、障がいのある人が情報を取得、利用しやすい環境を整備します。

## 施策展開

障がいのある人に対する相談体制の充実と情報機器の普及のために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
障がい者等日常生活用具 給付事業 (再掲 P.35、45)	在宅の障がいのある人に対して、日常生活に必要な用具を給付し、日常生活における負担を軽減することで福祉の増進を図る。  (平成 30 年度実績) 給付件数 2,849 件
点字図書館・盲人ホーム 管理委託事業	延岡市点字図書館及び盲人ホームの管理を委託し、運営の効率化を図るとともに、視覚障がいのある人の自立と社会参加の促進を図る。  (平成 30 年度実績) 図書貸出数 66,346 冊 (点字 874 冊、録音 65,472 冊) (令和 6 年度目標) 図書貸出数 67,000 冊
手話奉仕員派遣事業・ 要約筆記奉仕員派遣事業 (再掲 P.49)	聴覚、音声・言語機能の障がいのある人の日常生活上のコミュニケーション支援を行うために、手話奉仕員等を派遣し自立と社会参加の促進を図る。  (平成 30 年度実績) 派遣回数 247 回 (手話 235 回、要約筆記 12 回) (令和 6 年度目標) 派遣回数 260 回 (手話 240 回、要約筆記 20 回)
Net119 緊急通報システム (再掲 P.54)	スマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報ができるサービス。聴覚や言語機能の障がいにより音声での通報が困難な方に対し音声によらない通報システムを推進する。
手話言語条例の検討	延岡市における手話等の普及及び利用の促進を図ることを目的に、手話言語条例の制定についての検討を行う。
電子メール相談・情報 提供	障がい福祉課の電子メールを利用し、窓口に来ることが困難な障がいのある人やその家族に対して、相談や情報提供を行う。

---

## 5 保 健 ・ 医 療

---

### (1) 障がいの原因となる傷病の予防、治療の推進

#### 現状と課題

生活習慣病や乳幼児期における疾病等に起因する障がいは、高齢化等に伴い、障がいが重度化・重複化する傾向があります。障がいの原因となる傷病の予防のためには、生活習慣病の予防や合併症の発症・進展等を予防するための生活習慣の改善、健康診査・保健指導の実施などが必要です。また、乳幼児期における疾病等については、早期把握や早期療育等の様々な取り組みが求められています。

本市では、乳幼児から成人までの健康診査・健康相談の推進を図り、市民の健康保持・増進に努めるとともに、子育て世代包括支援センターによる支援、県立こども療育センターの巡回療育相談や各関係機関との連携による相談・指導体制の充実を行っています。加えて、障害者総合支援法等に基づき、自立した日常生活及び社会生活を営むために、必要な医療についての助成を行っています。

今後は、市民一人ひとりの生活の質を向上させるため、健康診査・健康相談等を継続して推進し、障がいの原因となる傷病の予防、早期把握に努め、福祉サービスと連携した保健・医療サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

#### 施策目標

---

- ① 障がいの原因となる傷病の発生や生活習慣病等の疾病の予防のために、健康診査・健康相談の充実を図り、市民の健康保持・増進を促進します。
- ② 市民の心の健康保持・増進のための相談事業等の充実を図り、市民の心の健康づくりを促進します。
- ③ 障がいのある人の医療費助成事業等を継続して行い、安心して医療が受けられる環境整備に努めます。

## 施策展開

健康診査・健康相談等を推進し、障がいの原因となる傷病の予防と早期把握に努めるとともに、障がいのある人の医療費助成等の制度の充実のため、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
妊産婦・乳幼児健康相談	妊産婦・乳幼児に関する問題点の早期把握や、早期療育の観点から乳幼児の発育状況の観察、母親及び父親の育児に関する健康相談を行う。
妊婦・乳児健康診査	妊婦においては妊娠中毒症やその他の疾患、乳児においては心身障がい等の異常を早期に把握し、適切な指導援助を行う。今後も継続して事業を実施する。 妊婦健診／妊娠期間に 14 回助成を実施する。 乳児健診／前期（3～6 か月）1 回、後期（7～11 か月）1 回実施
産婦健康診査	産後間もない母親のこころと体の健康保持や産後うつ予防、新生児への虐待予防等を図るため、健康診査を実施する。
未熟児養育事業	出生時の体重が 2,000g 以下またはその他の理由により、入院・養育の必要が認められた乳児の医療費の一部を公費で負担する。また、低体重児の届出、医療機関からの連絡により、養育上必要な訪問指導を行う。
母子保健推進員活動	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の様子や養育環境を把握する。また、保護者の不安、悩みを傾聴し子育てに関する情報提供を行うとともに、乳幼児健診未受診の家庭については受診勧奨等を行う。
5 か月児健康相談及び腎臓検診	5 か月児の発達状況を観察するとともに、母親に対しても育児等の適切な指導や援助、母親自身の健康相談を行い、併せて腎臓検診も実施する。
幼児健康診査 (1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査)	幼児期において、身体発育、精神発達の面から重要な時期に健康診査を実施し、その結果に基づき適切な助言や支援を行う。また、育児不安や虐待ハイリスク等を早期に把握し支援につなげる。



施 策 名	概 要
母子保健訪問指導	妊産婦や新生児、乳児、幼児等に対して、家族背景や家庭の状況に応じて適切な支援を行う。検査や健診等で発育や発達に不安のある子どもに対しては、各専門機関と連携し、適切な関わり方の指導等を行い、望ましい環境となるよう支援する。また、特定妊婦訪問を充実させ、育児不安の軽減や虐待の予防に努める。
なんでも総合相談センター（子育て世代包括支援センター）	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、相談支援や関係機関との連絡調整などの妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行う。
国民健康保険特定健康診査・特定保健指導	国民健康保険に加入している40～74歳までの被保険者を対象とした健診。メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査により、糖尿病や高血圧、心臓病などの生活習慣病を防ぎ、被保険者の健康保持・増進を図る。 （平成30年度実績）受診率 36.9% （令和5年度目標）受診率 60%
育成医療給付事業	身体に障がいのある子どもに対し、生活能力の向上を図ることができるよう、障がいの軽減や取り除くために必要な医療の給付を行う。 （平成30年度実績）給付件数 49 件
更生医療給付事業	身体に障がいのある人の日常生活能力・職業能力の回復・獲得を図ることができるよう、障がいの軽減や取り除くために必要な医療の給付を行う。 （平成30年度実績）給付件数 792 件
療養介護医療費給付事業	医療及び常時介護を要する重症心身障がい者等に対し、病院において行われる療養上の管理等の医療の給付を行う。 （平成30年度実績）給付実人数 24 人
重度心身障がい者（児）医療費助成事業	重度の心身障がいのある人や子どもの保険診療内医療費のうち自己負担額 1,000 円を除いた額を助成（子どもは全額助成）し、障がいのある人やその家族の経済的負担を軽減する。 （平成30年度実績）助成件数 58,432 件
精神保健福祉に関する相談 （再掲 P.30）	窓口において精神保健福祉に関わる相談を実施し、福祉の向上を図る。



## (2) 精神保健福祉の充実

### 現状と課題

精神に障がいのある人が地域の一員として、安心して生活を送ることを目的に、早期退院や地域への円滑な移行や定着ができるよう、社会資源の整備が進められています。

本市では、安心して地域への移行や定着ができるよう必要な生活の場であるグループホームについて、障がい者施設整備助成事業により補助を実施することで、社会福祉法人等による建設を支援しています。また、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の申請受付事務を行うとともに、精神に障がいのある人及び家族からの多様な相談を受け、福祉の向上に努めています。さらに、精神に障がいのある人の在宅福祉の中心的役割を担う機関として、地域活動支援センターⅠ型事業所を設置し、より専門的な相談支援体制を確保するための環境整備を行っています。

今後も、地域住民の理解のもと、精神に障がいのある人が、地域において安心して暮らしていくことができるように環境整備の充実を図り、日常生活において自立した生活を送るための支援体制の整備について、関係機関との連携を図りながら、福祉の向上や必要な医療の提供に努めていく必要があります。

### 施策目標

---

- ① 精神に障がいのある人の社会復帰を促進させるために、在宅福祉サービス等の精神保健福祉サービスの充実に努めます。
- ② 精神に障がいのある人の社会生活を支援するために、医療、福祉等の関係機関との協力・連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

## 施策展開

精神に障がいのある人の地域生活を支援するための福祉サービスの充実のために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
障がい者施設整備助成事業	社会福祉法人が国・県等の補助を受けて実施する社会福祉施設（障がい福祉関連施設）の整備に対し、国・県等補助金額の1/6を助成する。
地域活動支援センター I型事業 (再掲 P.42、45)	在宅の障がいのある人に対して、日中活動の場の提供や社会との交流促進、また、精神保健福祉士を配置しての相談支援や医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整などを行う。  (平成30年度実績) 延利用者数 9,268人 (令和6年度目標) 延利用者数 9,500人
地域活動支援センター III型事業 (再掲 P.45)	在宅の障がいのある人に対して、生産活動やその機会の提供、また地域との交流促進等の便宜を図り、地域生活を支援する。
精神保健福祉に関する 相談 (再掲 P.28)	窓口において精神保健福祉に関わる相談を実施し、福祉の向上を図る。
のべおかこころの電話帳	健康・こころの悩みや福祉に関する相談対応の窓口をまとめた電話帳を作成し、こころの健康の支援を行う。

### (3) 療育支援

#### 現状と課題

乳幼児健診や関係機関、保護者の気づきなどから、発達で気になる場所が見られた場合、その特性や状況等を的確に把握し、早期に支援する体制が必要です。

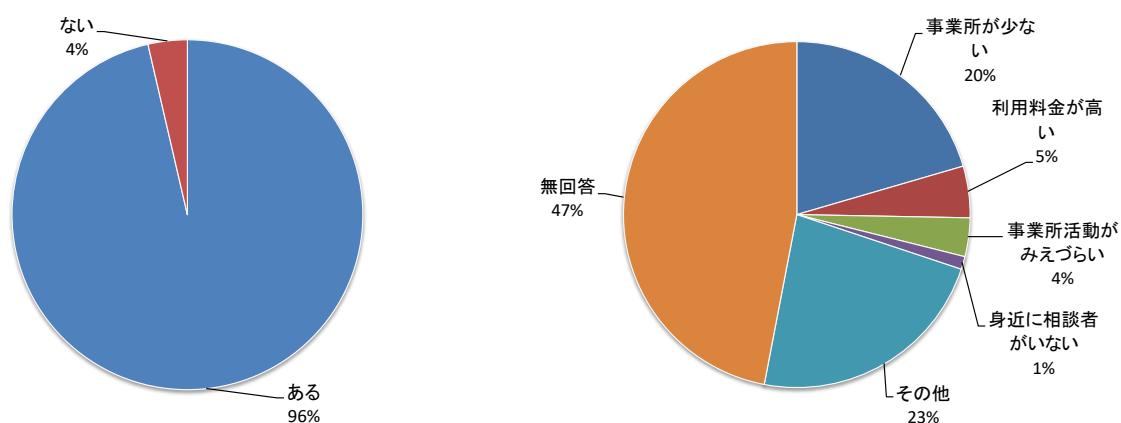
本市では、健康診査等により、発達段階に応じた支援が必要と認められた乳幼児に対し、経過を見ながら適切な療育システムへつなげるため、「音楽あそび」や「ことばの相談」等を実施しています。

また、健康診査等の精度を高め、子どもの特性の的確な把握や保育所等での気づきなどから早期に支援を行える体制をつくるために、九州保健福祉大学の協力のもと「発達支援システム実践事業」において、支援体制の整備を行っています。

さらに、県北部の子どもを対象にした宮崎県立こども療育センターの巡回療育相談が本市において実施され、現在は同センターとの連携により、児童発達支援センターで療育訓練を受けることができます。

今後は、それぞれの障がいや特性に沿った施設の整備や機能の充実と、関係機関との連携による療育体制の一層の充実が求められます。

【問】現在利用している児童通所サービスはありますか。 【問】児童通所サービスの利用にあたって、困っていることはありますか。



## 施策目標

- ① 障がいのある子どもや発達に支援が必要な子ども一人ひとりの早期把握に努め、きめ細やかで適切な「発達支援」「家族支援」ができるよう療育支援体制の充実を図ります。
- ② 乳幼児期の育成指導や障がい児通所支援等を通し、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもとその家族に対する乳幼児期から将来にわたる切れ目のない支援を目指します。
- ③ 県の関係機関との連携を図り、専門家による指導・助言を基に適切な支援・指導・訓練の充実を図ります。

## 施策展開

発達に何らかの支援を必要とする子どもやその家族が、安心して地域の中で療育支援が受けられるように、関係機関と連携し、以下のような施策の展開を図ります。

施 策 名	概 要
発達支援システム実践事業	平成 25 年度から 3 か年で実施した発達支援モデル事業を踏まえ、発達につまづきがあると思われる幼児の早期把握・早期支援のため、保育園等での支援ツール活用実践と幼保小連携を通じた就学支援や人材育成、講演会の開催等を行いながら、さらなる支援体制の拡大・促進を図る。
乳幼児育成指導事業 (1 歳 6 か月児フォロー教室 「音楽あそび」 (ことばの相談)	幼児健診等を通して、発達につまづきがあると思われる幼児に対して、具体的な遊びの種類や方法の提供、ことばについての相談を実施し、適切な療育について検討する。 適切な早期療育へのつなぎの場として、関係機関との連携を強化する。
子育てサークル 「輪 <sup>2</sup> (りんりん)」	健康増進課で行う健診等で継続ケアの必要性が認められた親子に対して、小グループでの遊びを通して、親子の理解を深める場や、仲間づくりの場を提供する。
障がい児療育強化事業	発達に何らかの支援を必要とする子どもとその保護者に対して、母子通園等により療育指導や家庭での療育技術を習得させることで、地域での社会生活を支援するとともに、子どもの健全育成を目的とする。  (平成 30 年度実績) 延利用回数 854 回 (令和 6 年度目標) 延利用回数 900 回

施策名	概要
地域療育機能強化事業	<p>理学療法士等による療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図り、県北地域における在宅で障がいのある子ども等の福祉の向上を目的とする。（理学療法士を配置し、発達に支援を必要とする子どもの機能訓練等の療育を行う。）</p> <p>（平成 30 年度実績）登録児童数 59 人 （令和 6 年度目標）登録児童数 60 人</p>
障がい児通所支援 （児童発達支援）	<p>未就学の障がいのある子ども等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。</p> <p>（平成 30 年度実績）支給決定児童 129 人</p>
障がい児通所支援 （保育所等訪問支援）	<p>障がいがある子どもに対して、保育所等での集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。</p> <p>（平成 30 年度実績）支給決定児童 23 人</p>
障がい児通所支援 （放課後等デイサービス）	<p>就学している障がいのある子どもに対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p> <p>（平成 30 年度実績）支給決定児童 235 人</p>
北部福祉こどもセンター（児童相談所）や保健所との連携	<p>心身の障がいのある子どもやその家族の地域生活を支援するため、児童相談所や保健所との連携を図り、適切な指導等を行う。また、健康診査等や家族の気づきを通して、児童相談所や保健所との連携のもと、発達に何らかの支援を必要とする子どもに対して、適切な支援・指導を行い福祉の増進を図る。</p>
宮崎県立こども療育センターとの連携	<p>発達に何らかの支援を必要とする子どもに対し行われる巡回療育相談を通して、こども療育センターの医師や訓練士等と連携し、適切な療育指導・訓練を行う。</p> <p>（平成 30 年度実績）巡回療育相談 12 回／年</p>
医療型短期入所施設整備への取り組み	<p>人工呼吸器の装着及びその他の日常生活に医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等が、地域で安心して暮らすことができるよう、宮崎県や医療機関に対し医療型短期入所施設を県北に整備するよう継続して要望を行う。</p>
「さんさんリレーファイル」の活用	<p>宮崎県の作成している「さんさんリレーファイル」を活用し、家族や行政機関などの支援者が、障がいのある子どもの特性やニーズを共通理解しながら、ライフステージを通して切れ目のない一貫した支援を行う。</p>

## (4) 難病患者等への施策

### 現状と課題

難病の人を含む障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図る必要があります。県においては、難病患者に対し、地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保を図ることとしています。

本市では、日常生活用具の給付や通院交通費に要する費用の助成を行っています。また、難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性に配慮した円滑な事務の実施に努めています。さらに、県からの委託を受け、思いやり駐車場利用証の交付やヘルプマークの交付を行っています。

今後も難病患者等の支援の充実に努め、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る必要があります。

### 施策目標

---

- ① 難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務を実施するために職員の質の向上に努めます。
- ② 難病患者及びその家族の生活の向上のために、関係機関と連携し難病患者等の支援の充実に努めます。

## 施策展開

難病患者等やその家族が、安心して地域の中で社会生活を送れるように、関係機関と連携し、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
障がい者等日常生活用具 給付事業 (再掲 P.25、45)	在宅の障がいのある人に対して、日常生活に必要な用具を給付し、日常生活における負担を軽減することで福祉の増進を図る。
人工透析患者等通院交 通費助成事業 (再掲 P.46)	人工透析患者及び難病患者に対し、通院に要する交通費の一部を助成し、健康維持及び福祉の増進を図る。
思いやり駐車場利用証 ・ヘルプマークの交付	障がいのある人や難病患者等に対し、県の委託を受け思いやり駐車場利用証やヘルプマークを交付することで、地域社会における合理的配慮を促し、社会参加の支援を行う。
保健所との連携	難病患者等の相談に対し、難病支援の窓口である延岡保健所と連携を図り、適切な支援や案内等を行う。

---

## 6 人 材 育 成

---

### (1) 専門職の養成・確保

#### 現状と課題

障がいのある人が地域でともに生活するためには、多様化する障がいや重度化・重複化する障がいに対して、生活実態に応じた個々の多様なニーズを把握し、適切に対応できる質の高い保健・福祉サービスを提供するための専門職の養成・確保が必要となってきました。また、障がいの特性及び障がいのある人の生活実態に応じたサービスを提供できる体制を整えるための人材育成が必要です。

本市においては、障がいの特性や生活実態等に応じたサービスを提供できる体制整備のため、手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行っています。

また、九州保健福祉大学と連携し、様々な分野における保健・福祉サービスの向上に向けた取り組みを行う中で、平成14年度より社会福祉士援助実習生を受入れているほか、平成26年度からは精神保健福祉士援助実習生の受入れを開始しています。

今後も、継続して必要となる専門職の養成・確保に努めるとともに、各種研修会等を積極的に開催することで、サービス従事者の資質の向上を図る必要があります。

---

#### 施策目標

- ① 手話奉仕員、朗読奉仕員、点訳奉仕員の人材養成を図ります。
- ② 九州保健福祉大学と連携し、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職の養成・確保を図ります。



## 施策展開

多様化する障がいに応じた質の高い人材の養成・確保のために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
手話奉仕員養成事業	聴覚障がいのある人の支援を希望する者に対し、手話の指導を行い、コミュニケーションや社会参加支援のための手話奉仕員を養成する。 (平成 30 年度実績) 登録者数 18 人 (令和 6 年度目標) 登録者数 20 人
朗読奉仕員養成事業	視覚障がいのある人の支援を希望する者に対し、朗読の指導を行い、コミュニケーション支援のための朗読奉仕員を養成する。 (平成 30 年度実績) 登録者数 60 人 (令和 6 年度目標) 登録者数 70 人
点訳奉仕員養成事業	視覚障がいのある人の支援を希望する者に対し、点訳の指導を行い、コミュニケーション支援のための点訳奉仕員を養成する。 (平成 30 年度実績) 登録者数 21 人 (令和 6 年度目標) 登録者数 25 人
実習生の受入	社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を取得し、将来、社会福祉の業務に従事することが期待される学生に対し、福祉事務所等で必要とされる知識及び援助技術を実践的に習得する場を提供する。

## (2) ボランティアの養成・活用

### 現状と課題

障がいのある人やその家族の地域社会における様々な課題に対し、NPOやボランティア等が地域に密着した活動を展開しており、行政サービスとともに障がいのある人やその家族の日常生活や社会参加活動において大きな役割を果たしています。また、近年、全国各地で発生している大規模災害の現場におけるNPOやボランティア等の活躍により、ボランティアに対する関心が高まってきています。災害時だけでなく平時からのボランティア活動への参加に対するきっかけづくりが必要です。

本市では延岡市ボランティアセンター、延岡市ボランティア協会が中心となり、ボランティアの養成と普及に努めています。地域と学校の交流活動の推進や障がいのある人への理解のためのハンディキャップ体験学習、ボランティア体験などを通して福祉教育を推進し、ボランティアのこころが市民に広がる取り組みを行っています。また、災害に対しては、災害ボランティアネットワークを組織し、市内のボランティア団体や企業等、多くの市民の方が参加しています。

今後も、関係機関が連携を図り、誰もがボランティア活動に参加できる環境を継続して推進する必要があります。また、災害等の発生時における障がいのある人を支援するためのボランティアの活用についても関係機関と協議をしながら検討していく必要があります。

### 施策目標

---

- ① 関係機関と連携を図り、ボランティアの場の提供を図りながら、障がいのある人やその家族の地域生活を支えるボランティアの養成に努めます。
- ② 関係機関と連携を図り、小中学校や高校、大学、企業、団体等のボランティア活動への理解と活動参加を促進します。
- ③ 障がいのある人のための防災支援について、ボランティアネットワーク等を活用した支援体制の充実を図ります。

## 施策展開

障がいのある人の地域生活を支えるために、関係機関と連携し、ボランティアの養成とその活用について、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
ボランティア参加への促進	<p>関係機関と連携し、「ふれあい福祉まつり」等への市民の参加を促進させ、ボランティア活動への理解を深める。</p> <p>(平成 30 年度実績) 参加者数 2,000 人 (令和 6 年度目標) 参加者数 3,000 人</p>
ハンディキャップ体験学習・ボランティア体験事業	<p>ボランティアセンターが開催するハンディキャップ体験学習等を通して、小中高校生や市民に対し、障がいや障がいのある人への理解促進やボランティアの養成を行う。</p> <p>(平成 30 年度実績)</p> <p>開催件数 26 件</p> <p>(ハンディキャップ体験学習 24 件、ボランティア体験 2 件)</p>
災害ボランティアネットワーク	<p>延岡市と延岡市社会福祉協議会により災害ボランティアネットワークを組織して、災害時の復旧支援に協力できる支援体制づくりを行う。</p> <p>(平成 30 年度実績) 登録団体数 118 団体</p>
災害ボランティアリーダー養成事業	<p>延岡市社会福祉協議会が主催し、災害時に中心となってボランティア活動を行う災害ボランティアリーダーの養成を行う。</p> <p>(平成 30 年度実績) 登録者数 629 名</p>

---

## 7 生活支援

---

### (1) 相談支援の充実

#### 現状と課題

地域社会における環境や求める支援の変化に伴い、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる環境づくりが必要となってきました。そのためには、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を整備し、充実させることが必要となっています。また、国では、障がい者の地域移行を一層推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進めることを通じ、障がいのあるなしにかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを求めています。

そのため本市では、市内17か所の障がい者相談支援事業所に障がいのある人の地域生活を支援するための相談窓口が置かれ、福祉サービスの利用援助や社会資源の活用支援、人間関係などの悩み相談など、障がいのある人のさまざまな相談に対応し、情報の提供等が行われています。また、課題の解決や適切なサービス利用に向けた計画相談支援の充実を図り、障がいのある人一人ひとりにきめ細かな支援が提供できるよう、相談支援の提供体制の強化に努めています。

これからは、障がい者相談支援事業所の一層の支援向上のための相談支援事業者への専門的指導や人材育成、地域における相談支援の中核的な役割を担うことのできる基幹相談支援センターの設置に向けて関係機関と協議を行い、準備を進めていきます。

加えて、障がい者の相談支援や地域移行、地域定着の推進に有効な手段であるピアサポーター<sup>\*</sup>や発達障がいのある子どもや家族の相談支援に有効な手段であるペアレントメンター<sup>\*</sup>の活用を図り、活動しやすい環境づくりに努める必要があります。さらに、ピアサポーターやペアレントメンターの充実のための養成や育成を図るために事業の実施を目指します。

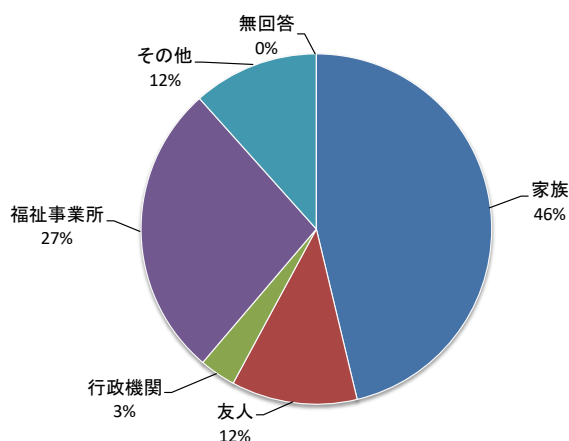
### ピアサポーター

ピア(peer)は「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験から来る感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。

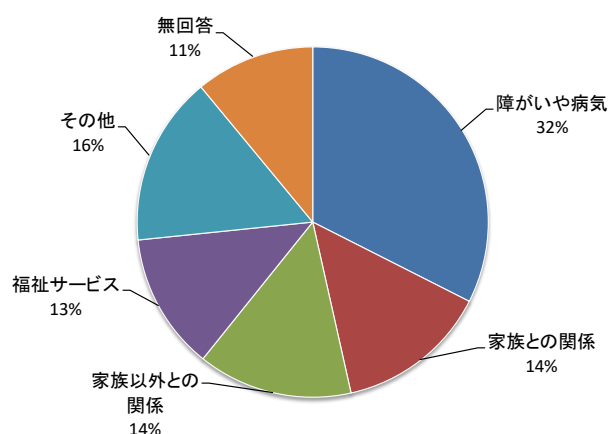
### ペアレントメンター

発達障がい者の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

【問】悩みごとは誰に相談しますか。(複数回答)



【問】どのような内容の悩みごとですか。(複数回答)



## 施策目標

- ① 障がいのある人とその家族が安心して地域生活ができるよう、関係機関との連携のもと、適切な相談支援体制を構築します。
- ② 障がいのある人が、安心して福祉サービス等を自己選択・自己決定できるように、相談支援の一層の向上を図るために、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業者への専門的指導や人材育成に努め、質の高い相談支援体制の実施を図ります。
- ③ 障がいのある人やその家族の身近な相談に対応するため、国、県及び関係機関との連携を図り、ピアサポーターやペアレントメンターなどの活用を図ります。

## 施策展開

障がいのある人やその家族の地域生活を支援するために、相談支援体制の充実に向けて、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
障がい者生活支援事業	<p>在宅の障がいのある人に対し、社会生活力を高めるための支援や相談を総合的に行い、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進する。</p> <p>(平成 30 年度実績) 相談件数 7,039 件</p>
地域活動支援センター I 型事業 (再掲 P.30、45)	<p>在宅の障がいのある人に対して、日中活動の場の提供や社会との交流促進、また、精神保健福祉士を配置しての相談支援や医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整などを行う。</p>
障がい者相談員の活用	<p>宮崎県が委託する障がい者相談員を活用し、障がいのある人の日常生活の悩み等の相談に対し、助言を行う。</p>
民生委員・児童委員 との連携	<p>地域において、障がい福祉に関する情報提供や連絡調整、生活全般にわたる相談支援を行い、福祉事務所をはじめとする関係機関との連携のもと適切な対応を行う。また、地域活動の推進や市民の地域活動への参加促進を図る。</p>
障がい者自立支援協議会	<p>相談支援の体制づくりや困難事例への対応等を協議する場として、延岡市障がい者自立支援協議会を運営する。その中で、障がい者の自立に向けた施策等を把握し、展開していく方針についての議論を行う。</p>

## (2) 福祉サービスの充実

### 現状と課題

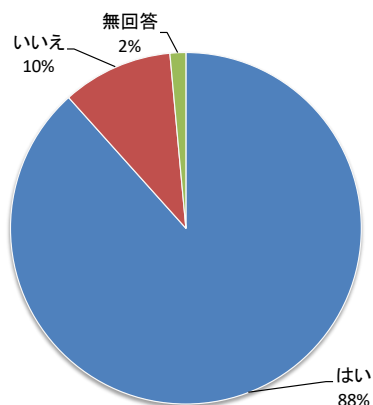
障がいのある人や子どもへの福祉サービスについては、平成 24 年度から計画相談支援制度が開始され、また、平成 25 年には障害者総合支援法が制定され、利用者がサービスの提供を受ける際に、きめ細やかなサービスの提供や相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成することで、計画的なサービスの利用ができるようになりました。この際に一部の難病等患者（対象疾患：令和元年 7 月より 361 疾患）も障がいのある人と同じようにサービスの提供を受けることができるようになりました。

さらに、国や県においては、障がいのある人が地域社会において地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進めることとしており、地域移行支援や在宅サービス等の量的・質的充実を図ることとしています。

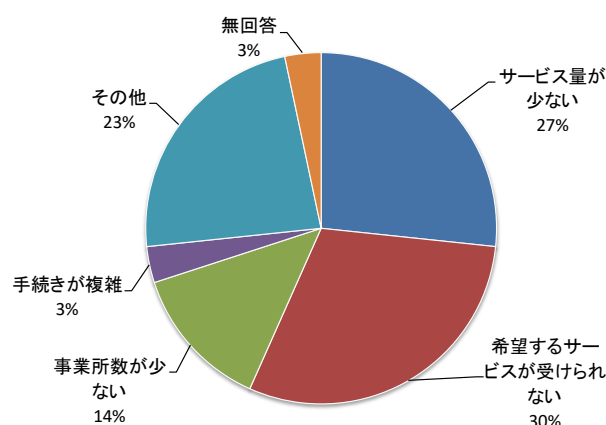
現在、本市では、障がいのある人や子どもの福祉サービスの多くが実施されています。また、地域移行の要である居住支援のためのグループホームの充実も図られています。

今後は、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホームの体験・機会の場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、関係機関との協議や検討をしていく必要があります。

【問】現在利用しているサービスに満足していますか。



【問】満足していない理由を教えてください。（複数回答）



## 施策目標

---

- ① 障がいのある人が自己選択・自己決定のもとに福祉サービスを利用できるように、本人に寄り添ったサービス等利用計画の作成に努めます。
- ② 障がいのある人やその家族が地域で安心した生活を送るために、日常生活における支援等、必要なサービスの提供を行いながら、地域生活への移行を推進します。
- ③ 障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、必要な生活の場であるグループホーム等の整備を促進します。
- ④ 障がいの重度化・高齢化等の諸問題に対応するため、「地域生活支援拠点等」の整備について協議や検討を行います。

## 施策展開

---

障がいのある人や子どもとその家族が安心して、地域生活ができるように、福祉サービスの充実に努め、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
障がい児通所支援 (再掲 P.33)	障がいのある子どもや発達につまづきのある子どもに、放課後や日中に活動する場を提供する。  (平成 30 年度実績) 支給決定者数 387 人
障がい福祉サービス 給付事業	施設や地域で生活する障がいのある人が、安心して日常生活及び社会生活が営めるよう、日常生活の介護や就労の訓練などのサービスを提供する。  (平成 30 年度実績) 支給決定者数 3,029 人
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病の子どもに対し、在宅生活の支援とともに介護者の負担軽減を図るために日常生活用具を給付する。  (平成 30 年度実績) 給付件数 5 件



施策名	概要
障がい者等日常生活用具 給付事業 (再掲 P.25、35)	在宅の障がいのある人に対して、日常生活に必要な用具を給付し、日常生活における負担を軽減することで福祉の増進を図る。  (平成 30 年度実績) 給付件数 2,849 件
補装具給付事業	身体障がいのある人に対して、身体の失われた機能を補い、日常生活及び就労時における身体的負担の軽減を図るための装具を給付する。  (平成 30 年度実績) 給付件数 378 件
障がい者等移動支援事業	単独での外出が困難な人に外出時の支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促進する。  (平成 30 年度実績) 支給決定者数 42 人
日中一時支援事業	障がいのある人を介助している家族が就労や冠婚葬祭などで介助ができない時に、一時的に施設で見守りや介助を行い、日常的に介助をする家族の一時的な休息等を促す。  (平成 30 年度実績) 支給決定者数 309 人
身体障がい者訪問入浴サービス事業	在宅の身体障がいのある人を支援するため、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図る。  (平成 30 年度実績) 支給決定者数 5 人
地域活動支援センター Ⅰ型事業 (再掲 P.30、42)	在宅の障がいのある人に対して、日中活動の場の提供や社会との交流促進、また、精神保健福祉士を配置しての相談支援や医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整などを行う。
地域活動支援センター Ⅲ型事業 (再掲 P.30)	在宅の障がいのある人に対して、生産活動やその機会の提供、また地域との交流促進等の便宜を図り、地域生活を支援する。
障がい者緊急措置事業 (再掲 P.12)	虐待等のやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められる障がい者に対し、職権をもって必要な福祉サービスの提供を行う。
成年後見制度利用事業 (再掲 P.12)	成年後見制度の利用が有効と認められるケースにも関わらず、親族の不在等で申し立てができない場合に、市長が審判申立を行う。

施 策 名	概 要
人工透析患者等通院交通費助成事業 (再掲 P.35)	人工透析患者及び難病患者に対し、通院に要する交通費の一部を助成し、健康維持及び福祉の増進を図る。
障がい者自立支援認定事業	障がい福祉サービスを利用するための障害支援区分認定のための調査や認定審査会の開催を行う。  (平成 30 年度実績) 開催回数隔週 1 回
特別児童扶養手当	重度の障がいのある子ども(20歳未満)を監護養育している保護者に手当を支給する。  (平成 30 年度実績) 受給者数 220 人
障害児福祉手当	重度の障がいのある子ども(20歳未満)で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に、自立生活の負担を軽減するために手当を支給する。  (平成 30 年度実績) 受給者数 83 人
特別障害者手当	重度の障がいのある人(20歳以上)で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人の自立生活の負担を軽減するために手当を支給する。  (平成 30 年度実績) 受給者数 152 人

### (3) 社会参加の促進

#### 現状と課題

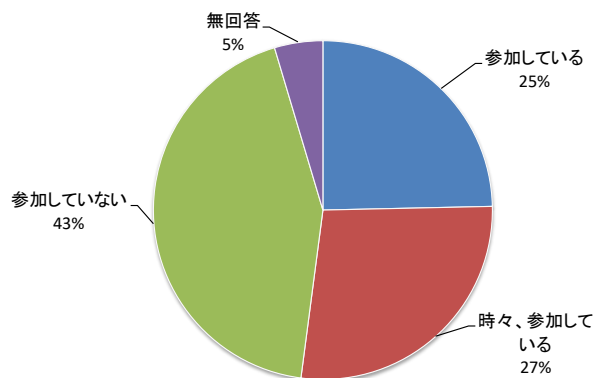
様々な文化活動や余暇活動、スポーツなどは、障がいのある人に日常生活の充実感、生きがいを与えるとともに、社会参加を促進する重要な要素となります。

また、国においては、2020年に東京パラリンピックが開催される予定であり、さらに、宮崎県では、2020年に全国障害者芸術・文化祭りやざき大会、2026年には全国障害者スポーツ大会が開催される予定で、障がいのある人の社会参加の促進と個性と能力の発揮を図ることのできる良い機会となります。

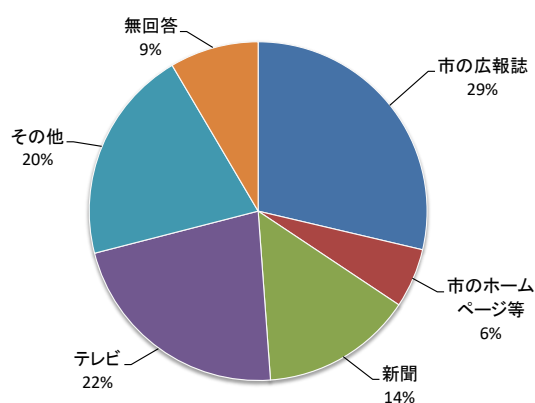
本市では、生涯学習オールガイド等により文化活動や余暇活動についての情報と参加の機会を提供するとともに、障がいのある人のスポーツ振興と交流にも努めています。またボランティア団体等によるスポーツ・レクリエーション活動により、障がいのある人の文化活動、社会参加の推進を図っています。また、障がいのある人の社会参加を促進するためには、移動に対する配慮が必要なことから、障がいのある人を対象にリフト付福祉バスを運行しているほか、タクシー利用の助成などを行っています。

今後も、障がいのある人のニーズに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の社会参加の機会や情報の提供を行い、パラリンピックや全国障害者芸術・文化祭等を契機に、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが等しく社会参加でき、個性と能力の発揮できる環境整備に努める必要があります。

【問】地域の行事やイベントなどに参加していますか。



【問】イベントや行政情報を得やすい手段とはどのようなものですか。



## 施策目標

- ① 障害者スポーツ指導員やスポーツ推進委員等を活用し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。
- ② 国民文化祭・障害者芸術文化祭を契機に障がいのある人の文化活動や文化イベントへの参加が可能な環境の整備に努め、情報の提供を行いながら、障がいのある人の社会参加を促進します。
- ③ 障がい者福祉バスの運行や重度障がい者タクシー料金助成事業等の移動に関する事業を継続的に実施することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

## 施策展開

障がいのある人の様々な文化活動等を支援し、社会参加や交流を促進させるために以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
生涯スポーツ推進事業	生涯スポーツの推進により、障がいのある人をはじめ市民の健康維持、体力向上を図るため、市内の体育館等スポーツ施設で健康教室等を実施する。  (平成 30 年度実績) 健康教室 3,237 人、スポーツ教室延 1,802 人 (令和 6 年度目標) 健康教室 3,500 人、スポーツ教室延 2,500 人
心身障がい者スポーツ振興助成費事業	年 1 回開催される「宮崎県障がい者スポーツ大会」の参加のためのバス借上げを支援する。  (平成 30 年度実績) 参加者数 118 人 (令和 6 年度目標) 参加者数 120 人
心身障がい者ヘルストピア延岡利用料金助成事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、ヘルストピアの利用料金を割引し、社会参加を促進する。  (平成 30 年度実績) 助成件数 9,202 件 ※年度中の改修工事により件数が減少しています。 (令和 6 年度目標) 助成件数 12,900 件

施策名	概要
文化活動への参加促進	<p>障がいのある人の文化活動を支援し、「市美術展」や「若山牧水青春短歌大賞」などの文化イベント等への参加促進を図る。</p> <p>広報紙等を活用し、文化イベント等の情報提供を行い、社会参加を促進させるとともに、団体等が主催する文化活動を支援する。</p> <p>文化イベント等では、手話通訳や車いすのサポート等を行い、障がいのある人の参加を支援する。</p> <p>国民文化祭・障害者芸術文化祭における障がいのある人の参加に向けた支援を図る。</p>
手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業（再掲 P.25）	<p>聴覚、音声・言語機能の障がいのある人の日常生活上のコミュニケーション支援を行うために、手話奉仕員等を派遣し自立と社会参加の促進を図る。</p>
重度障がい者タクシー料金助成事業	<p>重度の身体障がいのある人（一部）に対して、タクシー券を年間最大で12枚交付し、移動支援と社会参加を促進する。</p> <p>（平成30年度実績）助成件数4,224件 （令和6年度目標）助成件数4,700件</p>
重度身体障がい者移動支援事業	<p>車いすを常用している身体に障がいのある人の社会参加と在宅生活の支援のために、リフト付乗用車を利用して移動支援を行う。</p> <p>（平成30年度実績）利用者数178人 （令和6年度目標）利用者数180人</p>
障がい者福祉バス運行委託事業	<p>リフト付福祉バスを運行し、障がいのある人の自立と社会参加を促進する。</p> <p>（平成30年度実績）利用者数1,004人 （令和6年度目標）利用者数1,200人</p>
市民まちづくり活動支援事業	<p>市民活動団体自らが実施する公益的なまちづくり活動に対し、助成を行う。</p>
市民協働まちづくりセンター管理運営事業	<p>市民協働によるまちづくりを進めて行くため、市民活動を行う市民や団体等の拠点となる施設を整備している。</p> <p>当該施設では、障がい者関連団体等が事務局や会議・イベント等を実施する。</p>

---

## 8 生活環境

---

### (1) 人にやさしいまちづくり

#### 現状と課題

国は、第4次障害者福祉計画において、障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ<sup>※</sup>に配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進することとしています。

本市においても、これまで国の方針や平成18年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の趣旨に則り、小中学校などの各公共施設のバリアフリー化や公園等における障がい者用トイレの設置・改修、市道の整備などを行ってきました。

近年の主な整備状況として、平成28年の延岡市役所本庁舎、平成29年の延岡市駅前複合施設エンクロスの整備において、ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>を基本にした環境整備を行いました。また、障がいのある人に配慮した住環境の整備・供給のため、市営住宅のバリアフリー化とともに、入居者選考時における優遇措置を実施しています。

さらに、障がいのある人が移動しやすい生活環境の実現のためには、今後も公共施設や公共交通機関等を含む施設のバリアフリー化等、誰もが快適で暮らしやすい生活環境であるユニバーサルデザインに基づく整備を図る必要があります。

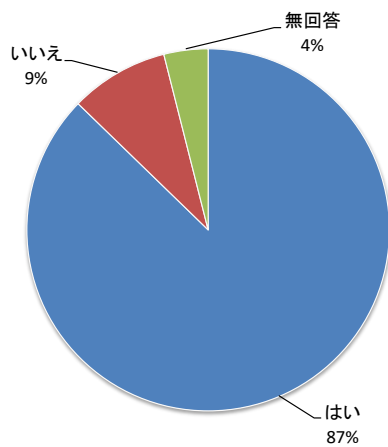
#### アクセシビリティ

年齢や障がいのあるなしに関係なく、誰でも必要とする情報や施設等に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

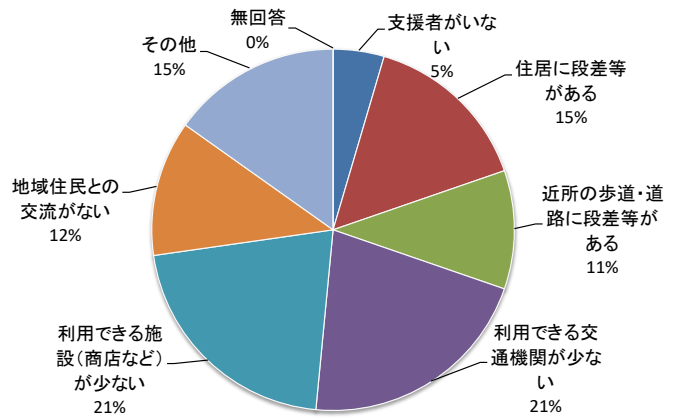
#### ユニバーサルデザイン

障がいのあるなし、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や環境をデザインしていこうとする考え方。

【問】生活している環境は快適ですか。



【問】快適ではない理由を教えてください。(複数回答)



## 施策目標

- ① バリアフリー法に基づき、公共的施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- ② 障がいのある人が公共施設等を容易に利用できるためのアクセシビリティの整備・普及に努めます。
- ③ 障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安全で快適に生活できる総合的なまちづくりを推進します。

## 施策展開

障がいのある人が安全で、快適に外出や社会参加ができるように、公共施設等の環境整備に努め、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
歩道のバリアフリー化	段差や路面の凹凸、老朽化による破損で通行に支障をきたしている路線において、舗装の補修等を行う。また、歩道の縦横断勾配を均一化するなどの整備を行い、安全で快適な歩行空間の確保に努める。

施策名	概要
公園等施設整備事業	市内の公園等を計画的に整備・改良し、障がいのある人への配慮（手すりや掲示物の高さや傾斜等）を含め、市民の憩いの場、安全で楽しいコミュニケーションの場として充実を図る。
人にやさしい公営住宅の整備	車いす利用の身体障がいのある人や視覚障がいのある人の世帯向け公営住宅の整備を図る。
自治公民館建設補助事業	公民館の新築・改築の際に、バリアフリー整備を含めて必要な費用の一部を助成する。 (平成 30 年度実績) 自治公民館数 2 件



## (2) 防災・防犯対策

### 現状と課題

防災や防犯に関して、障がいのある人が不安に思うことは、災害や事故が発生したときにどのように行動すればよいのかということです。東日本大震災のような大規模な災害時には誰もが被災者になることから、障がいのある人やその家族においては、災害等に対する備えや、災害等に関する情報を入手できる環境づくりを行うなど、日ごろから防災・防犯に対する意識を持つことが大切です。また、自ら避難することが困難である要支援者の避難等を円滑に行うためにはそれぞれの特性に応じた避難支援が必要となります。

本市は、被害の拡大傾向にある風水害や土砂災害の危険性の高い地域であり、また、南海トラフ地震による甚大な被害が想定され、災害への対応が懸念されています。さらに、交通事故や悪質な犯罪等についても、障がいのある人は特に遭遇する確率が高く、安全に暮らしていくための対策が必要とされています。

今後は、障がいのある人が安心して地域で生活できるように、自助、共助、公助それぞれの役割を認識し、連携を図りながら支援することによって、障がいのある人の防災・防犯対策に取り組み、地域を中心とした支援ネットワークを確立する必要があります。

### 施策目標

---

- ① 防災・防犯知識の普及に努め、地域の住民や障がいのある人自身の参加による自助・共助による防災・防犯訓練の実施を促進します。
- ② 避難行動要支援者名簿の作成を推進し、地域住民が障がいのある人等を見守り、避難などを支援する体制づくりに努めます。
- ③ 消防、警察、福祉の関係機関や地域の自主防災組織と連携を図り、障がいのある人をはじめ災害時に支援の必要な人の情報等の把握に努めます。
- ④ 大規模災害発生により自宅等を失った障がいのある人が、一定期間生活することになる福祉避難所の指定の促進に努めます。

## 施策展開

障がいのある人が安全に安心して地域で暮らせるように、防災・防犯に関して、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要
災害情報メール事業	自然災害等が発生する恐れがある場合に、あらかじめ登録している市民に災害状況や避難情報などをメールで知らせる。 防災講話時や市ホームページにより登録の案内を実施する。
自主防災組織育成事業	地域で組織された自主防災組織に防災資機材を配備する事業。障がいのある人をはじめ市民の防災に寄与するもの。
地域の地震・津波対策訓練の推進	沿岸部において地震・津波が発生した際の避難訓練において、自助・共助による地域の支援体制の構築を促進する。 (平成 30 年度実績) 訓練協力回数 55 回
避難行動要支援者名簿の作成	災害対策基本法第 49 条の 10 に規定する避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。
福祉避難所の指定	大規模災害の発生により自宅等を失った要配慮者のうち、指定避難所等での生活が困難な者が、一定期間生活する福祉避難所の指定の促進に努めます。 (平成 30 年度実績) 指定数 13 施設
防犯灯設置事業	各地域の防犯灯設置は、原則各区にお願いし、市は設置及び維持管理にかかる費用を助成する。障がいのある人をはじめ市民の防犯に寄与する。 (平成 30 年度実績) 設置補助数 910 灯 (球替 168 灯を含む) 維持管理補助数 10,391 灯
Net119 緊急通報システム (再掲 P.25)	スマートフォン等からインターネットを利用して 119 番通報ができるサービス。聴覚や言語機能の障がいにより音声での通報が困難な方に対し音声によらない通報システムを推進する。

---

## 9 連携体制の構築

---

### 現状と課題

地域において効果的な施策の展開を図るためには、障がいのある人の地域における生活の悩みに耳を傾け、寄り添うことのできる窓口において、その実態を把握し、必要な支援に応じた施策の実施が求められます。

本市では、令和元年10月に「なんでも総合相談センター」を設置し、専門的な資格を持ったスタッフにより相談に応じることで、医療・介護・福祉と子育て・教育の2つの分野を中心に各種相談にワンストップで対応し、相談者に寄り添った切れ目のない支援を行っています。

また、「なんでも総合相談センター」内に民間団体等が無償で使えるスペースを提供し、行政と民間団体等が効果的な連携体制を構築しながら相談対応をすることにより、相談者に寄り添った対応を行っています。さらに、相談内容が複雑で対応に専門的な知識が必要な場合には、様々な分野の専門家集団であるワークライフコンサルティング（Work Life Consulting：通称 WOLI：本部東京都台東区）と連携して相談に応じています。

「なんでも総合相談センター」に寄せられる相談は、解決が困難な事例ほど必要な支援が多岐に渡ります。「なんでも総合相談センター」が核となり、市の各部署や関係機関、関係団体等が連携して複数の施策を実施することが効果的であり、その蓄積が地域包括ケアの実現に繋がっていきます。

今後も、「なんでも総合相談センター」を活用し、障がいのある人の悩みを把握し、地域において安心して暮らせるよう、相談窓口と必要に応じた施策の実施の連携した体制づくりが必要です。

### 施策目標

- 
- ① 障がいのある人が地域で安心した生活を送ることができるよう、相談窓口と施策の実施の連携した体制づくりに努めます。

### 施策展開

---

障がいのある人が地域において安心した生活を送るための各施策の実施において、「なんでも総合相談センター」の活用を図ります。



# 参考資料

## 1 延岡市の障がい者数の推移

### 身体障害者手帳

各年4月1日現在（単位：人）

障害種別	平成26年			平成31年		
	18歳以上	18歳未満	計	18歳以上	18歳未満	計
視 覚	436	3	439	370	4	374
聴 覚 ・ 平 衡	608	19	627	557	15	572
音声・言語・そしゃく	78	1	79	78	2	80
肢 体 不 自 由	3,578	73	3,651	3,141	65	3,206
心 臓	1,759	15	1,774	1,678	13	1,691
呼 吸 器	50	1	51	32	2	34
腎 臓	472	2	474	475	0	475
ぼうこう・直腸	173	3	176	186	2	188
小 腸	0	1	1	0	0	0
肝 臓	7	1	8	12	2	14
免 疫 機 能	9	0	9	8	0	8
合 計	7,170	119	7,289	6,537	105	6,642

### 療 育 手 帳

各年4月1日現在（単位：人）

障害種別	平成26年			平成31年		
	18歳以上	18歳未満	計	18歳以上	18歳未満	計
A	457	92	549	463	76	539
B 1	381	50	431	388	48	436
B 2	194	107	301	220	106	326
合 計	1,032	249	1,281	1,071	230	1,301

### 精神障害者保健福祉手帳

各年4月1日現在（単位：人）

障害種別	平成26年	平成31年
1 級	61	67
2 級	339	511
3 級	127	232
合 計	527	810

## 2 計画策定の経過

年 月 日	活 動 内 容
令和元年 11月15日	第1回 ワーキング（策定方針、アンケート案の説明等）
12月 4日	障がい者及びその家族を対象に、アンケートを開始
12月10日	第1回 障がい者プラン懇話会（概要及び策定方針の説明）
12月23日	アンケート回収開始
12月23日	第2回 ワーキング（案に対する質疑及び協議）
令和2年 1月 8日	第1回 障がい者プラン策定会 （第2回ワーキングまでの案に対する質疑及び協議）
1月14日	第2回 障がい者プラン懇話会 （第2回ワーキングまでの案に対する質疑及び協議）
1月30日	第3回 ワーキング（案に対する最終確認）
1月31日	パブリックコメントの実施（2月14日まで）
2月10日	第2回 障がい者プラン策定会（案に対する最終確認）
2月26日	令和元年度第2回延岡市障がい者自立支援協議会 （案に関する説明等）
2月28日	第3回 障がい者プラン懇話会（案に対する最終確認）
3月	延岡市障がい者プラン策定

### 3 延岡市障がい者プラン懇話会規則

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定する延岡市障がい者プラン及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき策定する延岡市障がい福祉計画について広く意見を反映させるため、延岡市障がい者プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉に関して識見を有する者
- (2) 関係行政機関に所属する者
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から5年間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が召集し、会長が議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



#### 4 延岡市障がい者プラン懇話会委員名簿

団体・所属機関等	職名	氏名
延岡市医師会	会長	吉田 建世
九州保健福祉大学	社会福祉学部 講師	黒須 依子
延岡公共職業安定所	所長	幸 一 成
宮崎県北部福祉こどもセンター	こども福祉課長	大坪 克弘
宮崎県延岡保健所	次長（技術）	工藤 裕子
宮崎県立延岡しろやま支援学校	校長	橋本 昭彦
延岡市社会福祉協議会	福祉サービス課長	○野 上 順子
延岡市民生委員児童委員協議会	障がい者福祉 部会長	中川 高夫
のべおか障害者就業・ 生活支援センター	所長	長友 繭子
延岡市自立支援協議会	会長	◎甲 斐 由美子
延岡市障害者団体連絡協議会	監事	本村 隆房
延岡市ボランティア協会	副会長兼 事務局長	山内 文代
難病友の部屋	代表	俵 純子
ピアサポートさくらの会	代表	坂元 三澄
宮崎LD・発達障がい親の会 「フレンド」	県北支部長	猪股 重子
旭化成アビリティ	総務課係長	田口 知枝

（ ◎会長 ○副会長 ）

## 5 延岡市障がい者プランに関するアンケート調査 実施概要

### ① 調査の目的

延岡市障がい者プランの策定にあたり、延岡市に住む障がいのある人の生活の実態と要望、意見等を把握し、今後の障がい福祉施策の充実と発展に向けて、障がい者プラン策定のための基礎資料とする。

### ② 調査期間

令和元年12月4日 ～ 令和元年12月20日

### ③ 調査の方法

- 1 延岡市内の障がい福祉施設、居宅生活支援サービス提供事業者に依頼し、福祉サービスを利用している在宅の障がいのある人や子どもに配布・回収。
- 2 延岡市内に住む障がい者手帳（身障、療育、精神）の所持者の中から無作為に抽出した人に郵送にて配布・回収。

### ○ アンケート集計状況

区 分		配布数	回収数	回収率
アンケート配布者（児童含む）		700人	432人	61.7%
（内訳…※）	施設利用者（入所者、通所者等）	450人	297人	66.0%
	在宅の障がい者	250人	135人	54.0%

#### ※ 手帳所持者数（平成31年4月1日現在）

身体障害者手帳：6,642人（うち18歳未満の児童：105人）

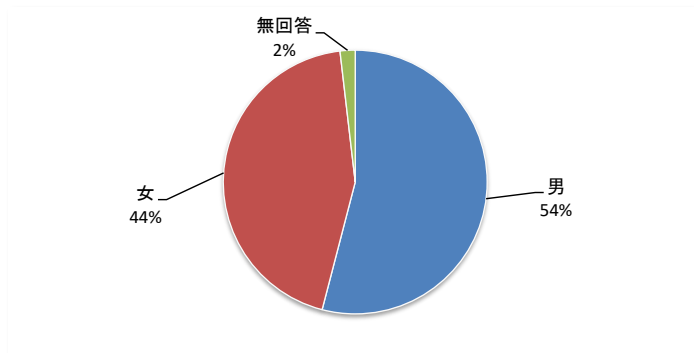
療育手帳：1,301人（うち18歳未満の児童：230人）

精神保健福祉手帳：810人

【問】性別を教えてください。

n=432

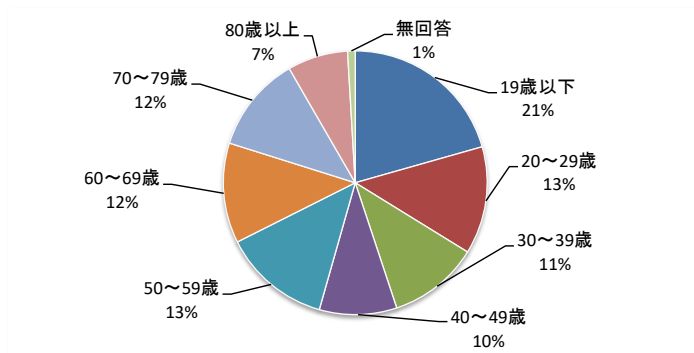
男	234
女	191
無回答	8
合計(n)	432



【問】年齢を教えてください。

n=432

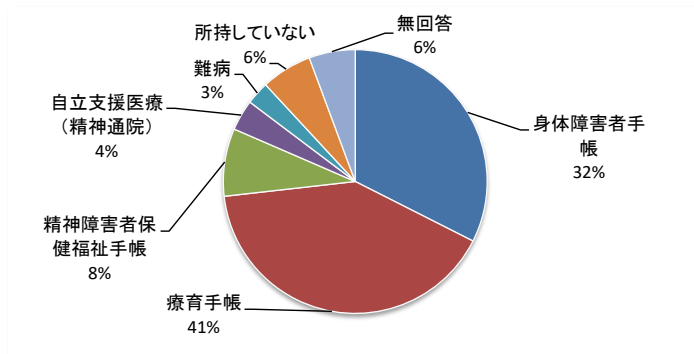
19歳以下	89
20～29歳	57
30～39歳	48
40～49歳	41
50～59歳	57
60～69歳	53
70～79歳	51
80歳以上	32
無回答	4



【問】所持している障害者手帳等を教えてください。(複数回答)

n=530

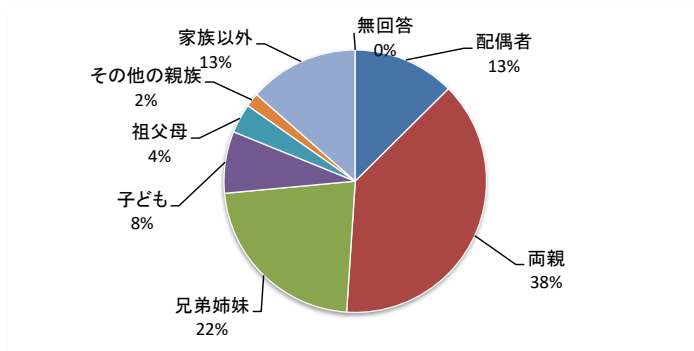
身体障害者手帳	172
療育手帳	216
精神障害者保健福祉手帳	44
自立支援医療(精神通院)	20
難病	15
所持していない	33
無回答	30



【問】一緒に生活している方を教えてください。(複数回答)

n=525

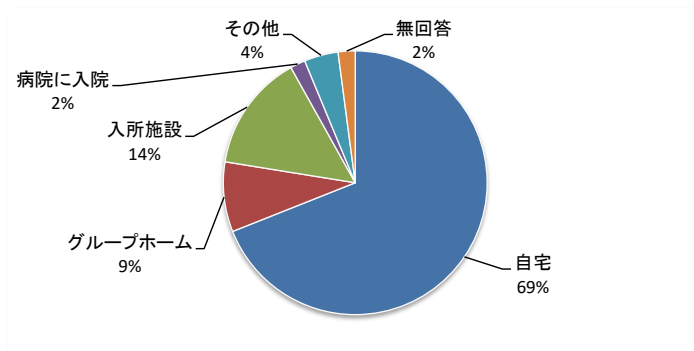
配偶者	66
両親	202
兄弟姉妹	118
子ども	40
祖父母	19
その他の親族	9
家族以外	71
無回答	0



【問】住居(生活している場)を教えてください。

n=432

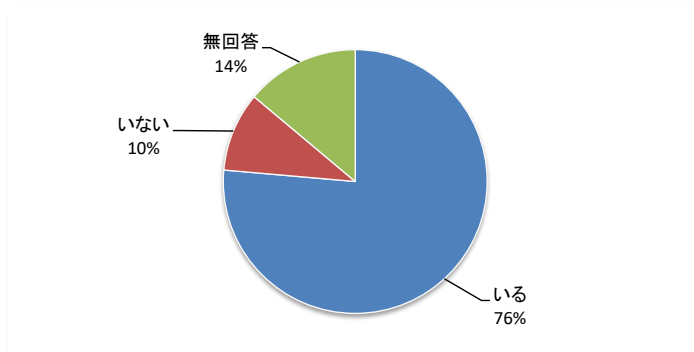
自宅	298
グループホーム	37
入所施設	62
病院に入院	8
その他	18
無回答	9



【問】悩みごとを相談する相手はいますか。

n=432

いる	330
いない	42
無回答	60

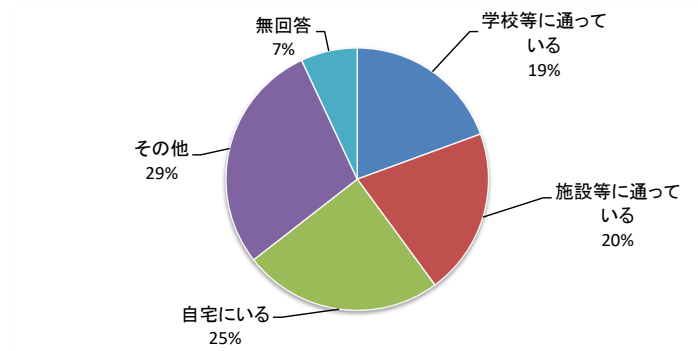


【問】平日、仕事をされていない方にお聞きします。

平日の日中はどのように過ごしているか教えてください。(複数回答)

n=273

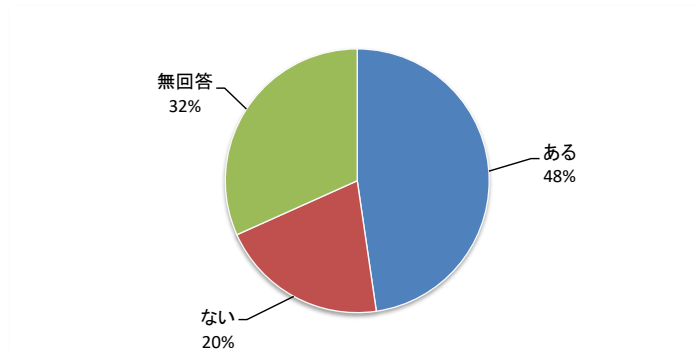
学校等に通っている	53
施設等に通っている	56
自宅にいる	67
その他	78
無回答	19



【問】現在利用している障がい福祉サービスはありますか。

n=432

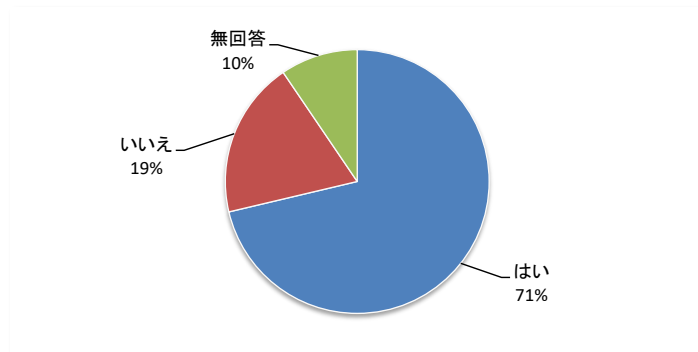
ある	206
ない	89
無回答	137



【問】災害(台風、地震等)が起きたときの、地域の避難施設を知っていますか。

n=432

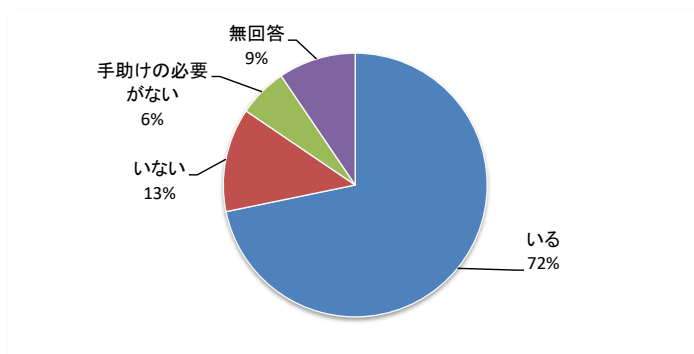
はい	308
いいえ	83
無回答	41



【問】災害が起きた時に、避難を手助けしてくれる人はいますか。

n=432

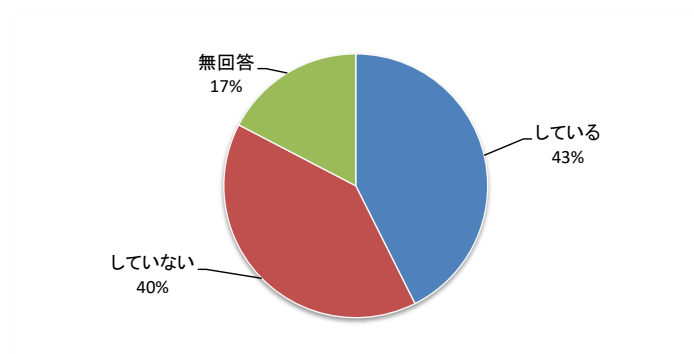
いる	310
いない	55
手助けの必要がない	26
無回答	41



【問】災害対策をしていますか。

n=432

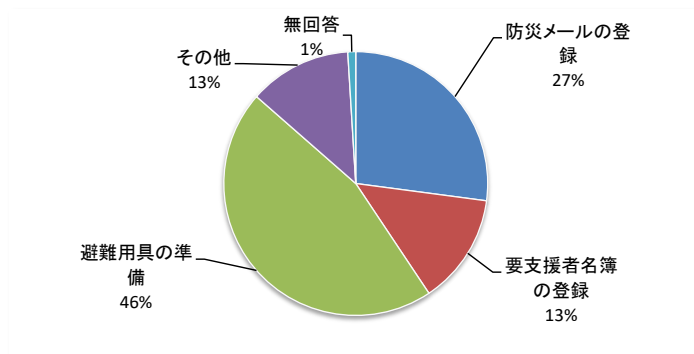
している	184
していない	173
無回答	75



【問】災害対策は、どんなことをしていますか。(複数回答)

n=310

防災メールの登録	84
要支援者名簿の登録	42
避難用具の準備	142
その他	39
無回答	3



## 6 障がい福祉施策の国内外の動き ～ 年表

年	国内（延岡市）	国外
1947年（昭和22）	12月 「児童福祉法」の公布	オランダ「障害者雇用法」制定（雇用率を2%に）
1949年（昭和24）	12月 「身体障害者福祉法」の公布	
1950年（昭和25）	5月 「生活保護法」の公布 「精神衛生法」の公布	
1951年（昭和26）	3月 「社会福祉事業法」の公布	
1960年（昭和35）	3月 精神薄弱者福祉法の公布 7月 「身体障害者雇用促進法」の公布	
1965年（昭和40）	8月 「母子保健法」の公布	
1970年（昭和45）	5月 「心身障害者対策基本法」の公布	
1980年（昭和55）	(延岡市)障害者福祉都市に指定される	
1981年（昭和56）	(延岡市)3月定例議会にて「障害者の完全参加と 平等実現のための決議」を採択 12月 政府「障害者の日」宣言	【国連・国際障害者年】
1982年（昭和57）	3月 政府「障害者対策に関する長期計画」を策定	12月 第37回国連総会 「障害者に関する世界行動計画」を採択 「国連・障害者の十年」宣言
1983年（昭和58）	(延岡市)「健康都市宣言」	
1987年（昭和62）	9月 精神衛生法の改正 → 「精神保健法」	
1992年（平成 4）	(延岡市)延岡市障害者福祉推進懇話会を設置	【「国連・障害者の十年」最終年】
1993年（平成 5）	3月 政府「障害者対策に関する新長期計画」を 策定 12月 心身障害者対策基本法の改正 → 「障害者基本法」の公布	4月 ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」 を決議
1994年（平成 6）	6月 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律」 の公布（通称：ハートビル法） (延岡市)「健康文化と快適な暮らしのまち創造プラン」 を策定	
1995年（平成 7）	6月 政府「障害者週間」を設定 7月 精神保健法の改正 → 「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」 12月 政府「障害者プラン」を策定 (延岡市)「延岡市障害者や高齢者にやさしいまち づくり推進事業」に着手（3年間）	

年	国内（延岡市）	国外
1998年（平成10）	4月 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」公布（「精神薄弱」を「知的障害」に）	
1999年（平成11）	（延岡市）「延岡市障害者プラン」を策定	
2000年（平成12）	5月 「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の公布（通称：交通バリアフリー法）	
2002年（平成14）	5月 「身体障害者補助犬法」の公布 12月 政府「障害者基本計画」を閣議決定。「重点施策実施5ヵ年計画」（新障害者プラン）を策定	10月 ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」 最終年ハイレベル政府間会合（滋賀県大津市）
2003年（平成15）	4月 障害者支援費制度が施行	
2005年（平成17）	（延岡市）2回目の延岡市障害者プランを策定	
2006年（平成18）	（延岡市）第一期延岡市障害福祉計画を策定 4月 「障害者自立支援法」が施行	12月 第61回国連総会「障害者権利条約」を採択
2009年（平成21）	（延岡市）第二期延岡市障害福祉計画を策定	
2012年（平成24）	（延岡市）第三期延岡市障害福祉計画を策定 10月 「障害者虐待防止法」が施行	10月 ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」 次期10年間にに関する関係各国代表間協議
2013年（平成25）	4月 「障害者総合支援法」が施行 「障害者優先調達推進法」が施行	
2014年（平成26）	2月 「障害者権利条約」を日本が批准	
2015年（平成27）	（延岡市）3回目の延岡市障害者プランを策定 （延岡市）第4期延岡市障がい福祉計画を策定	
2016年（平成28）	4月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行 「障害者差別解消法」が施行 5月 「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立	
2018年（平成30）	（延岡市）第5期延岡市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を策定	





## 延岡市障がい者プラン

令和2年3月

発行：延岡市 健康福祉部 障がい福祉課  
〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1  
TEL (0982) 22-7059  
FAX (0982) 21-0203  
E-mail syougai@city.nobeoka.miyazaki.jp